

招集期日 平成22年10月21日（木曜日） 第7日

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階全員協議会室

開 会 10月21日（木曜日）午前 9時30分

散 会 10月21日（木曜日）午後 3時50分

出席委員 委員長 宮 岡 治 郎 副委員長 永 澤 美恵子
委 員 安 道 佳 子 委 員 吉 澤 かつら
委 員 金 澤 秀 信 委 員 山 本 秀 和
委 員 横 田 淳 一 委 員 小 島 清 人
委 員 野 口 哲 次

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 福祉部長 教育総務部長 生涯学習部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 原 篤 秀 男 玉 井 栄 治
沼 井 俊 明 佐 藤 大 輔

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、昨日に引き続き福祉教育常任委員会所管のものうち、福祉部所管のものについてから審査を行います。

まず、福祉部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。組織順に担当課長より簡潔に説明願います。

最初に、生活福祉課所管のものについて。

生活福祉課長 おはようございます。生活福祉課所管の平成21年度決算概要についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。事項別明細書32ページから33ページをごらんください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節6生活保護等負担金9億8,779万1,000円は、生活保護扶助費と中国残留邦人生活支援給付金の支出に伴うそれぞれ4分の3の国庫負担分の合計であります。

続きまして、36ページから37ページをごらんください。同じく款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節3生活保護費等補助金2,675万1,000円は、昨年10月から実施した

住宅手当緊急特別措置事業に伴う国からの補助金2,291万5,000円を含めたセーフティネット支援対策等事業費補助金の合計であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。114ページから115ページをごらんください。大事業、中国残留邦人生活支援事業3,543万2,317円につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、市内に住む残留邦人とその配偶者11世帯19人の方に対する生活支援給付などの支援給付を実施し、その他支援給付を受けていない残留邦人の1世帯を加えた12世帯を対象として、地域における交流などの生活支援事業を実施しました。また、この事業を推進するため中国語が話せる世帯支援相談員を配置し、残留邦人等の言語上の負担や精神的負担の軽減に努めました。

続きまして、すぐ下の大事業、住宅手当緊急特別措置事業240万2,196円につきましては、昨年10月から離職者の住宅及び就労機会の確保を目的として実施した事業で、半年間の実績は申請件数が33件、うち29件に住宅手当を支給したものです。

続きまして、134ページから135ページをごらんください。款3 民生費、項3 生活保護費、目2 扶助費13億1,709万9,618円は、生活保護世帯に対する生活扶助費を初めとする各扶助費の総経費であります。平成22年4月1日現在の被保護世帯数は542世帯、保護人員は783人となっており、平成21年4月との比較では57世帯が増加し、保護人員では65人が増加しております。

また、平成21年度中の相談件数は延べ599件で、前年度の610件とほぼ横ばいではあるものの、保護申請件数は前年度に比べて38件増加しており、生活困窮した状態での相談の増加が保護申請の増加に結びついております。なお、今年度になっても増加傾向をたどっていることを申し添え、生活福祉課の21年度の決算概要とさせていただきます。よろしく審査くださるようお願いいたします。

以上です。

委員長 続いて、児童福祉課所管のものについて。

福祉部参事兼児童福祉課長 児童福祉課所管の平成21年度決算概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、事項別明細書の22から23ページをお願いいたします。一番上の款13分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金、節2児童福祉費負担金、保育所保護者負担金5億5,087万9,240円は、前年度対比で492万7,500円の減額となっております。これは、保護者の所得税額等により決定する保育料の調定額が減少したこと及び平成20年度からの繰り越し滞納額の減少等によるものでございます。

なお、収納率は91.69パーセントで、前年度対比で0.22ポイント上昇いたしております。また、第3子に対する保育料につきましては、平成21年4月にさかのぼって無料とさせていただいたところでございます。

次に、歳出をお願いいたします。124から125ページをお願いい

たします。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の下から3つ目の大事業、次世代育成支援行動計画策定事業21万5,250円は、平成22年度から5年間の計画期間とする後期計画を策定し、計画書500部を印刷、配付いたしました。

続きまして、126から127ページをお願いいたします。上段の大事業、母子家庭自立支援事業2,934万6,524円は、看護師等の資格を取得する期間中に支給する高等技能訓練促進費につきまして、関係法令等の改正に伴い年度途中で制度改正を行いまして、23人に2,926万5,000円を支給するなどして、母子家庭への経済的自立支援の一層の促進を図りました。

その下の大事業、DV被害者支援給付金事業20万8,000円は、国の平成20年度緊急措置として実施されました定額給付金等を受けることができないドメスティック・バイオレンスの被害者等に定額給付金1万2,000円または2万円を、及び子育て応援特別手当3万6,000円の相当額を4世帯に支給いたしました。

同じページの目2 児童保育費の下から2つ目の大事業、民間保育所増改築整備事業補助金1億2,072万4,500円は、藤沢地区のこどものくに保育園の改築により定員を60人から90人に拡大するとともに、病後児保育事業を行う施設整備を実施しました。これに係る歳入は、48から49ページの項2 県補助金の29保育所緊急整備事業補助金8,048万3,000円でございます。

続きまして、128から129ページをお願いいたします。上段の目3 保育所費の大事業、保育所整備事業1,076万5,650円は、宮寺保

育所の単独浄化槽を合併処理浄化槽に転換し、保育環境の改善を行いました。

次に、目4学童保育費の下から2つ目の大事業、施設管理費、中事業、諸工事費406万2,285円は、適正な規模での学童保育室の運営を行うために扇学童保育室の分室化工事を行いました。

次に、130から131ページをお願いいたします。目6乳幼児医療費の大事業、乳幼児医療費扶助1億7,083万4,255円は、市内の医療機関における窓口払いを平成21年10月1日診療分から廃止し、子育て家庭の利便性の向上を図りました。

その下の目7子育て応援特別手当費の大事業、子育て応援特別手当支給事業7,582万7,547円は、複数のお子さんのいる世帯の子育てを支援するため、平成20年度の繰り越し事業として3歳から5歳のお子さん1人当たり3万6,000円の子育て応援特別手当を1,986世帯、お子さんの数にして2,073人に対して支給いたしました。

以上が児童福祉課決算の概要でございます。どうぞよろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長 続いて、障害福祉課所管のものについて。

障害福祉課長 それでは、障害福祉課所管の平成21年度決算概要について歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものとしましては、32から33ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金のうち9の障害者自立支援給付費負担金3億7,864万

7,087円及び42から43ページ、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金のうち8の障害者自立支援給付費負担金1億8,932万3,543円につきましては、歳出の114から115ページ、目2障害者福祉費の中事業、自立支援給付事業7億4,176万683円のうち、介護給付事業から下にいきまして特定障害者特別給付事業までの6つの事業に対する国、県の負担金であります。負担割合は、国2分の1、県4分の1でございます。

申しわけありません。次に、戻りまして先ほどの34から35ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち35の地域生活支援事業補助金3,622万6,000円及び46から47ページ、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金のうち60の地域生活支援事業補助金1,811万3,000円につきましては、歳出の114から115ページの中の中事業、地域生活支援事業に対する国、県の補助金であり、補助割合は国2分の1、県4分の1で、予算の範囲内とされております。

次に、歳出のうち主なものについてご説明申し上げます。同じページの114から115ページの地域生活支援事業のうち相談支援事業では、平成21年5月に障害者相談支援センターりぼんに併設する形で障害者就労支援センターを開設し、障害者の一般就労のための支援の充実を図りました。

また、118から119ページの中段の公共交通機関バリアフリー化推進事業2,778万4,000円につきましては、鉄道事業者による元加

治駅バリアフリー化工事に対し補助金を交付し、障害者等の移動の円滑化を図りました。

また、その下の障害者施設建設費補助金1,200万9,000円につきましては、社会福祉法人が行う精神障害者通所施設の建設に対し補助金を交付し、精神障害者の就労支援の充実を図りました。

以上で概要説明を終わります。よろしく審査賜りますようお願いいたします。

委員長 次に、高齢者福祉課所管のものについてお願いします。

高齢者福祉課長 高齢者福祉課所管のものについてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、事項別明細書42、43ページをお開きください。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の備考欄の一番下になりますが、保険基盤安定負担金9,548万2,744円は、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートし、その保険料均等割の7割、5割、2割を軽減額に対して県が4分の3を負担するものでございます。

次に、76、77ページをお開きください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入の備考76後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金629万5,000円は、後期高齢者医療被保険者に対しまして入間市が人間ドック、脳ドック及び保養所の助成を実施したことにより、その費用に対し補助金の交付を受け入れたものでございます。

次に、歳出になりますが、120ページ、121ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、大事業、

地域介護・福祉空間整備等事業424万8,000円は、歳入の35ページにも関連いたしますけれども、国の補助制度を活用し、宮寺地区にあります認知症グループホームかるな宮寺に対しまして、スプリンクラーの設置整備費として補助金を交付したものでございます。

次に、122、123ページをお開きください。目8介護保険費、大事業、介護保険特別会計繰出金8億7,767万6,342円は、前年度比にいたしまして約1億5,600万円の増額となっておりますが、主な理由は介護保険給付の伸びによるものでございます。

次に、124ページ、125ページをお開きください。目11後期高齢者医療、大事業、後期高齢者支援事業693万2,614円及び健康診査事業1,633万21円は、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行後、平成20年度に引き続き、こちらも歳入に関係いたしますけれども、人間ドック、脳ドック、保養所助成及び健康診査の助成を引き続き実施したものでございます。

次に、同じく療養給付費負担金6億4,610万9,383円は、市の負担分12分の1を後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上が高齢者福祉課所管の主なものでございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

委員長　これより福祉部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款18寄附金、款

19繰入金、款21諸収入について質疑を願います。

小島委員 では、質問させていただきます。事項別明細書23ページ、報告書22ページ、保育所保護者負担金収納状況について何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

こうやって各年数別に、滞納繰り越しだとか細かくは出ているのですが、この中の所得層、料金表等の件数、そして滞納金額は大体どぐらいあるのか、お答えいただきたいと思います。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成21年度の現年分ということでお答えさせていただきます。いただければありがたいのですが、現年分の滞納は合計で649万3,500円、内訳といたしましては87世帯、児童数にして104人でございます。

階層は、階層別の滞納で特に多いのはD 5階層、D 6階層あたりが一番多くなっていて、D 5階層というのは、扶養の人数等によっても変わってきますけれども、一つの例で申し上げますと、収入で515万円程度で、奥さんとお子さん3人を扶養されているという方がD 5階層、ここが15世帯。D 5階層というのは4歳以上で2万600円の保育料になっております。

それから、D 6階層、同じ程度の515万円程度の収入で、奥さんとお子さん2人を扶養にとっている方ですとD 6階層で、ここが2万1,600円の保育料で14世帯の滞納、このD 5、D 6階層あたりが一番滞納が多い状況になっております。

小島委員 今細かく説明していただきましたD 5、D 6階層ということで、その内容もご説明いただきましたが、そうしますと大体この辺だ

と一般家庭というか、生活困窮者ではないと思うのですが、そうしますとこの方たちに対する法的措置で納入をしてもらうというようなお考えはあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 法的措置については、以前から懸案になっておりましたので、保育担当の職員を滞納債権の回収方法についての研修に派遣いたしまして、また近隣市で差し押さえを実際に行っております飯能市さんにお邪魔をして、その状況について聞き取りをいたしまして、今後保育料の徴収に関する規則の改正を行いまして事務的な準備を行い、悪質な滞納など必要がある場合には差し押さえ等行う方向で準備を進めているところでございます。

小島委員 ありがとうございます。

積極的な、増収に関することだと私たちも賛成しますが、最後にご質問させていただくのは、こういう層というのは意外に支払的に若く、就労中のだんなさんも、中には奥さんたちも働いている方もいらっしゃると思うのですが、どのような場合に、不納欠損としての認定の基準、そしてあるか、もしあれば最後にお尋ねをして質問を終わらせていただきたいのですが。

福祉部参事兼児童福祉課長 不納欠損につきましては、時効要件となる5年を経過したものの中で、戸別訪問など繰り返してアプローチをした結果、生活困窮、病気であるとか失業であるとか、離婚等による生活困窮等の理由で、将来にわたり収入見込みのないものと判断したものを不納欠損させていただいております。

以上でございます。

金澤委員 おはようございます。中国残留邦人生活支援事業についての歳入について確認したいのですが、事項別明細書を見せていただいたところ、33ページの民生費国庫負担金のうち生活保護費等負担金のうちの2番、中国残留邦人生活支援給付金2,150万円と、同じく事項別明細書の43ページの県支出金のうちの民生費県負担金の同じく中国残留邦人生活支援給付金の118万円が目につくのですが、それ以外に、この中国残留邦人生活支援事業についての歳入はどこにあるでしょうか、お示してください。

生活福祉課長 事項別明細書の37ページ、セーフティネット支援対策等事業費補助金2,675万1,000円のうち36万8,000円が、いわゆる中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業ということで、この中に含まれております。いわゆる先ほどお話ししたように、セーフティネットの2,675万1,000円は、ほとんど住宅手当が中心なのですが、ほかにも幾つか事業がありまして、細かいお話しになりますが、36万8,000円がプログラムの関係の補助として入ってきている。それともう一点、41ページ、一番下の表記になりますが、遺族及び留守家族等援護事業委託金というのがございます。これが53万円ということなのですが、この内容というのは先ほど中国語ができる通訳さんを1週間に1回、実はお願いしているのですが、この方の、いわゆる賃金と申しますか、それがここから、委託金の中から出ているということです。週1回ですから、おおむね53万円ということになっていただいております。

以上です。

金澤委員 そうすると、歳入歳出と見合う金額というのは、後でまた歳出のところで確認しますけれども、そうすると合計で幾らになりますか、歳入の合計は。

委員長 暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前 9時59分 再開

委員長 会議を再開いたします。

生活福祉課長 金額を申し上げますと、2,357万8,000円です。

委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、項3 生活保護費についての質疑を願います。

金澤委員 報告書の77ページをごらんください。ここでは、中国残留邦人生活支援事業で支出の決算が3,543万2,317円と約3,500万円で、

前年比約900万円の大増になっているのですが、先ほど歳入のところでご教示いただいたように、この3,543万円に対する歳入が2,357万8,000円ということで、1,200万円以上の差額があるのです。基本的に、中国残留邦人についても生活保護支援プログラムの一環だと思っていますので、入間市の負担は4分の1、国が2分の1、県4分の1、市4分の1という負担割合だと考えているのですが、そうすると先ほど言った歳入の県支出金の118万円相当が入間市の負担分ではないかと思うのですが、1けた市の負担が多く見えるということで、その差額はどこで補てんされているのか、ご教示いただければと思います。

生活福祉課長 おっしゃるように数字的な違いというのは、委員さんおっしゃるとおりだと思います。当然、いわゆる生活保護の制度と中国残留邦人の制度は、財布は違いますけれども、最終的に一緒にして精算をするわけです。例えば平成21年度の、ここに出ている数字というのは、とりあえず市でいっぱい出した状態で処理してあるのですが、実は平成22年の今度の議会、12月の議会で生活保護の平成21年度の精算と中国残留邦人の平成21年度を合計して精算をして、これだけ市で持ち出ししているから国のほうからいただきたいという、そういう行為をこれから平成21年度の精算はします。ですから、数字上は確かに4分の1以上の数字になっていると思うのですが、要は生活保護とひっくるめて平成21年度の精算を今度の補正ですということなのです。

金澤委員 ちょっとそこいらが報告書にきちんと明示されていなかったの

で、問題かなと思うのですが、おっしゃることはよくわかりましたので、ということは今現在の数字で、いわゆる過年度精算金という形で平成22年度の補正が入ってくるということで、ではその金額は幾らになるのかわかりますか。

生活福祉課長 先ほどもお話ししたように、生活保護と中国残留邦人を最終的に一緒にして負担の4分の1をやっていきます、計算は。これからお話しする金額というのは、生活保護も含めた精算の金額ということでお聞き取りいただきたいと思います。810万8,309円、これが国に対していただきたいお金と、負担金の過不足の金額になっております。

それで、もう一点県の負担……それで、先ほど県の118万円というお話しいたしました。それで、中国残留邦人は、さっきお話ししたように11世帯19人いるということで、基本的には生活保護と同じように4分の3が国、4分の1が市という形なのですが、生活保護にもありますように、いわゆる居住地が特定できない方については、市が本来払う4分の1を国が負担することになっております。この118万円というのは、19人のうちお一人そういった方がいらっしゃる関係で、そのおひとりの4分の1の分を県が負担しているというちょっと細かいお話なのですけれども、生活保護と同じようなシステムになっているということです。

金澤委員 大分数字が入り組んで、なかなか理解も難しいのですが、ただ概略おっしゃられた話の中で、戻ってくるのが800万円だという精算金、見込みですよ。ただし、それは通常的生活保護費返還

金も入っているということだと思うのですが、平成21年度も見させていただくと、100万何がしのお金は大体過年度返還で、精算で戻ってくるのですよね、そうすると700万円だということで、1,200万円もともと差額がありましたと、今現在3,500万円出して2,300万円の歳入ですから。そうすると、私がお聞きしたいのは、その差額が500万円あるわけですよね。さっき言った県支出金に相当の4分の1となると、全然数字が合わないのではないかと思うのですが。

福祉部副参事（生活保護担当） お答え申し上げます。

ここで出ております県の金額なのですが、今課長のほうで申し上げましたように、通常生活保護の中で居住地の特定できない方については、本来市の負担分のところが県が負担するという形になっているのですが、中国の残留邦人の方の中でもそういった方がいらっちゃって、本来市が負担する部分が、この決算の中では県が負担をしているということです。ですから、本来は通常保護の中だと、県の負担というのは出てこない部分、たまたまお一人いらっちゃいまして、県のほうで本来市が負担する部分を県から出しているということ。ですから、それと入間市の負担分を比較するというのは、ちょっとできないのです。

金澤委員 ちょっと細かい話になって、これ以上深入りしてもちょっと何が何やらわからないものもやっても時間もったいないので、後でわかるような明細書を出していただきたいと思うのですけれども、一つだけ確認したかったのが、くどいようですけれども、

今現在1,200万円の差額がありますねと、歳入と歳出で。先ほど
ご答弁の中で、過年度精算で戻ってくるのが700万円ですと……

〔(いやいや、810万) と言う人あり〕

金澤委員 いや、ですからそれを、800万円ですけれども、生活保護費の
通常毎年のように戻ってくる過年度精算返還金が100万円ぐらい
ありますから、平成21年度も。それを差し引くと700万円ぐらい
ではないですかと。そうすると、1,200万円の歳出超過に対して
戻ってくるのが700万円だと、500万円の差額があるので、そこら
らはどのような穴埋めになっているのかわからないので、そこら
辺がわかるような明細を出していただけますかと、いかがですか。

委員長 では、資料を請求いたします。

小島委員 事項別明細書115ページ、報告書78ページ、款3民生費、項1
社会福祉費の目1社会福祉総務費の件でお尋ねしたいことがござ
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

住宅手当のことなのですが、この場合予算額が2,291万5,000円、
決算額が240万2,196円となって、執行率が10.48と大分低くなっ
ているのですが、この場合どうしてこの執行率がこれだけ低い
のか、お答えをいただきたいと思います。

生活福祉課長 この住宅手当緊急特別措置事業につきましては、国の平成
21年度の補正で事業が出てきたわけですが、実際は10月1日以降
ということで事業が開始されております。各市とも同じような状
況だったのですが、一体この制度が導入されることによってどの
ぐらいの利用者があるのだろうという予測が、市町村によって大

分違っていた状況もあります。

実は、これから3つ数字を申し上げますが、ちょっと控えていただければと思うのですけれども、120人、あるいは120世帯でも結構です。6万2,000円。3カ月。実は国のほうから、一つのこのぐらい利用者があるのではないかという計算式がありました。これは、県を経由してきたのですが、その計算式に入間市を当てはめると120という数字が出ました。つまり去年の10月からことしの3月まで、この半年間で120世帯、あるいは人といいますが、ぐらいの利用があるのではないかという、これは国の計算式に基づいて出した金額です。それが1点目。

2点目は、6万2,000円というのは生活保護の複数、单身ではない複数の人が住んでいる世帯の入間市のマックスの金額になっています、住宅手当の。住宅扶助、それが6万2,000円。もう一つの3カ月というのは、例えば去年の10月からこの制度が始まって、11月から受けている人は、平成21年度は5カ月間受けられるわけです。ところが、ことしの2月になって申請した人は、平成21年度は2カ月になるわけです。つまり人によって長さが違うわけです、平成21年度の受給期間が。そのカ月をどの数字で見るかによって、市町村が大分数字が変わってきた状況があります。うちの市は3カ月ということで、長い人もいれば短い人もいるということも含めて、3カ月で計算しました。120掛ける6万2,000円掛ける3、これで二千二百数十万円になると思います。そういう計算をいたしました。市によってはこの計算に基づかないで、

そんなに利用はないのではないかとということで独自に計算したところもあります。もっとふやして計算したところもあります。

いずれにしても、国のほうの10分の10の事業ですので、これはその時点の市町村の予測によって、最終的には精算という行為で処理せざるを得ないのだらうということで、あともう一点は、国もPRしましたし、入間市もホームページに載せたり、広報に載せたりしたのですが、やっぱりこういう制度というのは、少しずつ時間の経過とともに広まっていくもので、この事業の場合にはなかなか市報とかホームページを見て来られる方というよりは、実際は職安とかハローワークのほうで、雇用対策と住宅対策をリンクした視点での、では市町村へ行ってくださいというふうにはハローワークから来られる方がほとんどですので、やはり時間的な経過も現実的には必要だったということで、この執行率になっております。

小島委員 ありがとうございます。

それで、これはちょっと先走ってしまった質問になるかもしれませんが、平成22年度に対してもこの緊急措置の補助金というか、こういうのは出るのかどうか。それで、私ちょっと門外でわからないところがあってご質問するのですが、この住宅手当というのはどういう方を対象として払っているのか。それについて2点お伺いします。

生活福祉課長 この事業につきましては、平成22年度も実施しております。

今のところの予定では、平成23年度いっぱいはこの事業は継続さ

れるという予定になっています。それが1点目です。

どういう方をということなのですが、いわゆるこの制度10月にスタートしたころは、今に比べると大分きつい条件がありました。例えば単身ですと月収が8万4,000円以下の方とか、複数世帯ですと17万2,000円以下の方、あるいは申請時には2年以内に離職した方とか、あるいは申請と同時にハローワークには必ず1回行くような指示もありましたし、市の窓口にも状況報告も含めて月に2回は来るようにとかいう条件もあります。基本的には、住宅をなくしている方、あるいはなくすおそれのある方を対象に、この事業は雇用政策とひっくるめて雇用と住宅ということで、利用される方は利用されているということです。

安道委員 同じくこの項目ですけれども、平成22年、平成23年まで継続される予定というふうなことで、ひとまずよかったと思ったのですが、平成21年度10月からこの制度がスタートして、申請が33と、見込みは120を見込んだようではありますが、33で、29人に支給となったということで、そうしますと対象外となった4件というのはどういったケースだったのでしょうか。

生活福祉課長 4件のうち1件は、これは本人の事情ということでお聞き取りいただきたいのですが、残りの3件について申し上げます。

3件のうち1件は東北出身の方で、お父さん、お母さんとけんかして飛び出した20歳ちょっと過ぎの人だったのですが、最終的にもう住むところがなくて申請に来ました。最終的には、もうお父さん、お母さんのところに帰りなさいよということで、本人も

最終的には帰りますということで実家に帰った人が1人。あと残りの2件は、申請は出したのですけれども、今の状況、あるいはいろんなことから考えてみて、やっぱり生活保護を受けるほうがいいというご本人の判断で、生活保護に切りかわった人が2名、合計4名ということです。

安道委員 そうしますと、いろいろ細かく対応していただいているということよくわかったわけですが、この29人の方たちの住宅手当は、期間が6カ月間でしたっけ。

〔(はい) と言う人あり〕

安道委員 でしたよね。6カ月間の中で、そうすると新たに住宅を見つけるとか、また仕事をというふうな点では、どのように改善が図られたのか。

生活福祉課長 この29人の方、基本的には当初の制度ですと6カ月が最長、今は9カ月ということで条件は緩和されています。その29人のうち、では実際にお仕事が見つかった方は、端的に言いますと10人、10世帯、そんな考えでいます。これはアルバイトも含めてです。ほかの方は、行っているのだけれども、職安とか会社訪問しているのだけれども、なかなか結びつかない方。ただ、そのお仕事が見つかった方も、いわゆるサラリーが多い少ないはもちろんありますので、とりあえず仕事についた方が1人名いらっしゃるといふふうにお聞き取りいただきたい。

安道委員 そうしますと、生活というのは日々のことですから、その後となると、その後の支援といいますか、こういった対策、手当をと

られたのか、お願いします。

生活福祉課長 いろいろケースがありますので、さっき1つ目は、その制度自体が4月以降、所定の例えば会社訪問を週に1回とかちゃんとやっている方であれば、昨年度から受けている方でも9カ月に延長することは可能ですから、9カ月がマックスということで利用されている方もいらっしゃいます。では、それを過ぎたらというものだと思うのですが、うちのほうはいずれにしても、ともかく毎日職安なりに行って仕事を探して、この制度においては探していただくということ以上に、ちょっと対応がないと思うのです。ただ、これは言っているのかどうかわかりませんが、いわゆるセーフティネットとしての生活保護もあるにはありますので、なるべく自立した対応をしていただくにこしたことはないのですが、なるべくはそうしたくないのだけれども、そうせざるを得なくなってしまう状況というのは、正直言ってあるのではないかなというふうに思っています。

安道委員 そうしますと、いろいろ手を尽くしたけれども、今回のこのケースでいきますと、その後に生活保護へと流れたようなケースもあったということですか。

生活福祉課長 正直言ってあります。ただ、それはそんな多い人数ではなくて、ただあるにはあるということです。

安道委員 そういった場合は、そういう救済策はやはりとらないと大変なことになるので、そのように対応していただいたというふうなことで、いずれにしても継続されるというふうなことでよろしくお

願いたい、また周知を広くというふうなこと、いろんな形で必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

生活福祉課長 周知、当然ホームページとか市報とか、たしか市報は2回載せましたね、これは市報は2回載せています、制度が変わったときにも1回。それと同時に、現実的にはやっぱり職安といいますか、ハローワークが一つのポイントになりますので、当然さっきもお話ししたように、ハローワークのほうから情報を得て窓口に来られる方が大分多いということも含めて、いわゆる住宅、雇用、この辺、あとそういったものをリンクさせる形でハローワークとの情報交換というのは、これは以前に比べて大分やっているという認識でおりますし、定期的に会議も開いておりますので、特にその辺は力を入れていきたいというふうに思っています。

金澤委員 同じく住宅手当緊急特別支援措置事業についてなのですが、今委員の方から中身についての話があったのですけれども、私も実際に市民相談でこの住宅手当の申請に携わらせて、かかわらせていただいて、本当にありがたい制度だなというのは痛感したのですが、視点を変えて、担当課の職員の負担が、これかなり大きいのです。お金の話になりますけれども、生活保護費だと市は4分の1持ち出さざるを得ないと、しかしこの住宅手当については10分の10なので、基本的に担当課としては、強制ではないのでしようけれども、まずはこの住宅手当から始めましょうという形でお勧めするわけですよ。しかし、その裏には、先ほどもちょっとご答弁の中にあっただように、複数回の面接とか家庭訪問などが

あって、お金は出ないのだけれども、人手はかかるというような話で、そういう意味で担当課の負担の増の影響というのはどのようになっているのか、その点についてお示してください。

生活福祉課長 ちょっと長くなりますけれども、先ほど来お話ししているようにこの制度がスタートしたころは、正直言ってさほど頻繁に窓口が混雑するようなことは、当初はありませんでした。年が明けまして徐々にふえてきて、4月1日以降制度が緩和されて、そのころからやはり窓口で大分込むようになっていました。担当としては、生保の担当ではなくて庶務担当がやっています。庶務担当は、年度当初は総会とかいろいろありますので、大分もう忙しい状況になっていました。この間の9月の議会の補正で、いわゆる住宅手当の関係で、やっぱり1人職員といいますか、対応する職員が欲しいということで、補正お認めいただいて今現在1人専従で、またふえていますので、皆さん方のご要望にはおこたえできるといふふうに考えております。今は人がついております。

金澤委員 そういう意味で、臨機応変にやっていただきたいなという意味で、あとさらに就労支援員の方の役割というのが非常に大事で、正直言って足腰の弱い方も、この住宅手当の申請に来るわけです。そうすると、入間市の場合は飯能市、所沢市と違って、非常に交通の面では問題があって、週1回ハローワークに行くのは大変だということで、そのハローワークに行かなくても、例えば市で就労支援員に相談したら、それで1回に換算していただけるとか、そういうような融通というのは、これきかないものなのですか。

生活福祉課長 就労支援相談員というのは1名おります、今現在うちの課に。その就労支援相談員というのは、基本的には、いわゆる生活保護を受給している世帯の自立に向けた就労支援ということで当初張りついております。実際その仕事もしているわけですが、それでいわゆる住宅手当のご相談に来た方の職業のあっせんのところまでは、中にはそれは話しているケースもあると思いますが、なかなか現状においては、そこまではできていないというふうに思っていますので、一番いいのは、やっぱりハローワーク、職安の支所みたいなものが近くにあれば、それが一番いいなというふうに思っています。

金澤委員 これについては県議員、国会議員に頑張ってくださいかなと思うのですが、あと最後に、少数ケースなのですけれども、この住宅手当の申請を考えている段階で、長年住んでいて、その大家さんとの仲が余りよくなくて、なかなか直してくれと言っても修繕してくれないとかで、正直言って粗悪な関係になっている賃貸に住んでいる方、住人の方いらっしゃるのです。そういう方が、この住宅手当の申請に関しては、不動産なり貸し主の了解をもらって印鑑押してもらわなければいけないですよ。そこで、どうしても踏みとどまってしまって、申請ができないという難しいケースもあるのです。それは、確かに少ないケースなのですけれども、そのような意味でこの住宅手当制度については、不動産協会のほうは当然もう大分認識進んでいると思うのですが、不動産協会に属していないような個人の貸し主さん、大家さんありま

すよね。そういう方たちに対する啓発活動という点を今後できないのかどうか、ちょっとその点確認したいと思います。

生活福祉課長 非常に難しい問題だと思うのですが、住宅手当もそうだし、これは生保にも言えることだと思うのですが、また逆に、実はうちのほうに通知が来ていまして、その不動産会社さん、不動産業界がある組織とくっついているとかいう逆の問題も出てきている現実があります。いわゆる暴力団の関係とかで、注意しなさいという通知が来ています。ですから、なかなか現実においては不動産を持っている個人の方に啓発というところまでは、ちょっと現実的にはいけないのではないかなというふうに思っています。

小島委員 続けてやらせていただきます。

事項別明細書135、報告書109ページの項3生活保護費、目2扶助費、この生活保護が今大変いろんなところで問題になっていると思います。入間市でも、減っているよりもふえているというような現状が、今課長のほうからもお話があったように聞こえてまいりました。大阪市では、収入の3分の2、約2,600億円ぐらいが生活保護で出てしまうということで、都市基盤のほうの市としての機能がなくなってくるのではないかというようなうわさもありますが、入間市において生活保護の、一般的に全国的な国との中、そして県との間の中でも、特に何か変わったような特徴があるのか、そしてこれからどういうところで基準的なものを入間市として、どこかで線を引くようなことがあり得るのか。

〔(基準は……) と言う人あり〕

小島委員 基準については結構です、済みません。

生活福祉課長 かなり包括的なお話ということになると思うのですが、先ほど当初の概要の中でお話したように、今年度に入っても、夏場あたりは横ばいになるのかなと思っても、やっぱりことしはふえています。確実に、入間市においてもふえる傾向にあると、それが窓口を担当している、毎日感じていることです。ただ、大阪の話も出ましたけれども、それは場所によって大分ふえる度合いというのが違うということは、おわかりいただけると思うのですが、基本的に多いところでは、いわゆる市の財政4分の1の負担の関係で、かなり重荷になっているということで、新聞等によりますと政令指定都市のほうから、すべて国の負担にすべきではないかという要望もきのうあたりされているようです。ですから、それだけ市によっては、あるいは自治体によっては、もう喫緊の問題になっているという認識はあります。

入間市の場合に、今平成23年度の予算の編成これからやるわけですが、確実に前年度に比べて、ふえる内容で編成せざるを得ない。4分の1というのが、4億数千万円になるのではないかなというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもだんだんふえていっていると。入間市の特徴なのですが、これは以前にもちよっとお話ししたことかもしれませんが、とりあえずふえてはいるけれども、比較的そのふえる度合いというのが、ほかに比べて緩やかな部分というのはあると思います。

特徴としては、何回もお話ししたかもしれませんが、県

営住宅が大分多いと。この辺が特徴で、県営住宅、場所によって家賃が違いますけれども、1万円台のところもあれば2万円台のところもあります。そういう住宅を民間で借りると六、七万円、複数世帯でかかります。そこで浮いた5万円ぐらいの金額が、最終的には生活費に回せるという部分、公営住宅があることによって。皆さん毎日の生活に苦しい部分はあると思うのですが、そういったやはり公営住宅、過去の入間市の住宅政策によって、ある程度生活が維持されている方というのは、結構いるのではないかなというふうには思っています。その辺が特に入間市の特徴になるかと思います。

安道委員 戻るのですけれども、決算書でいうと115ページ、報告書のほうですと76ページのほうで、民生委員・児童委員活動支援事業についてなのですけれども、民生委員、児童委員さん、この報告によりますと活動相談件数、支援件数が5,930件、そして地域での活動件数でいうと3万件を超えるというふうなことで、本当に日夜頑張っていていただいているというふうなことがうかがえるわけですが、これは9地区に分かれて活動しているというふうなことですけれども、担当地域や人数などの適正基準等あると思うのですが、これについてはきちんとその基準といいますか、過重にならないような配置の仕方で行われているのでしょうか。

生活福祉課長 民生委員さん3年に1回改選がありまして、たまたま11月と12月でメンバーがかわります改選期に当たります。入間市の民生委員の定数は今250人です。これは、12月1日以降の定数と思

っていただきたいと思います。平均的には、1人の民生委員さんが240から50世帯を担当しております。ただ、例えば藤沢のN T Tのあそこの高層住宅を取り壊したところとか、場所によっては定数の見直しといたしますか、必要なところというのはありまして、今回藤沢で3人ふやしていただいたのですが、1人が600世帯を持っていたところもございましたので、それは見直したほうがいいということで県のほうに一生懸命相談して、3人をふやしていただきました。250人ということで、1人が大体240から250世帯を担当するというところで、若干のこれはあります。

それと、もう一つは高齢者世帯が何件あるかというのも一つのポイントですから、必ずしも世帯数だけで判断はできないということをお願いします。

安道委員 そうしますと、今回の改正で一定緩和されたといいますか、適正に配置されたというふうなことで認識してよろしいですね。

〔(はい) と言う人あり〕

安道委員 この報告書の中では、毎月1回研修等を行って、それぞれ実践交流したり、研修を行って備えているといたしますか、対応できるように研修しているというふうな内容ですけれども、困難なケースとかというのはやっぱり年々増加しているのでしょうか、対応し切れないようなケースというのは。

生活福祉課長 これたしか去年もちよっとお話ししたかもしれませんがけれども、民生委員さんに解決していただける問題というのもあると思います。ただ、民生委員さんに期待しているのは、やはりつな

ぎの橋渡しをしてほしい。それが、これは私の立場ではそういうふうに思っています。

解決の方策としては、民生委員さんお一人で解決する場面もありますし、隣の地域の担当のベテランの民生委員さんに相談して解決していく方法、あるいは月1回の定例会で一つのテーマとして掲げて、こうしたほうがいいのではないかとということで解決していく方法、最終的にはヘビーな問題については、私なり、生活福祉課に来ます。いわゆる生活福祉課が持っている情報で解決できる問題もあります。ただ、最近の傾向として、世帯が複合的な問題を抱えているケースというのが当然あるわけで、いわゆるカンファレンスといいますか、関係者を集めて、この問題についてはどうしようか、そういったところにつなげるケースもありますし、いろいろです。要は困ったら来てくださいというお声は、民生委員さんにはかけています。

安道委員 そうしますと、民生委員さんが一人悩んでどうにもならなくなるような状況ではなくて、市のほうできちんと受けますと、バックアップしますという体制で進めているというふうに認識してよろしいですか。

生活福祉課長 全くそのとおり、笑顔で対応しております。

安道委員 実態を今お聞きすると、なかなか困難なケースも出てきて、いろんな方面に、いろんな福祉関係のほうへとつなぐという事例も出てきているということは何となく見えたわけですが、民生委員さんの引き受け手、ここでかわったということですが、引

き受け手がなかなか難しくなっている、そういった実態はないのでしょうか。

生活福祉課長 これは、改選期ということで都内でもいろいろ問題があったり、一つのテーマになっていると思います。幸い入間市の場合には、実は民生委員さんには充足率という一つの数字がありまして、県内で入間市の充足率というのは、市町村では4番目ぐらいだったと思います。いわゆる民生委員さんが、住んでいる人口に対して張りついている割合の充足率は、4番目にいいということの数字が出ております。現実今回の改選でも、250のうち、最終的にはいろんな事情があって1人、2人は欠員になっているのですが、ほぼ100パーセント近く張りついておりますので、この張りついている状態というのは、当然新たに退任される方は、新たな方を選ぶわけですから、その辺は特に自治会長さんの協力も得て、連絡を密にとって今回スムーズに決めていただいたというふうに認識しております。

永澤委員 今ちょっと民生委員、児童委員の話出ましたので、ちょっと関連して何点か質問させていただきます。

この内容別相談の報告件数なのですが、昨年と比べますと、今いろいろ児童虐待等で問題になっている要保護児童の発見の通告、仲介というのが、昨年96件から28件というふうに減少しているのですけれども、これは何か報告を受けたり、また実態をつかんでいらっしゃるのか、お伺いします。

生活福祉課長 この個々の内容に入ります前に、数字の集計の仕方なので

すが、民生委員さんというのは地区で、地区ごとに月に1回会合を持つことになっています。そのときに、個々の民生委員さんは前の月にどういう活動をしたかを報告することになっています。その地区の会長さんが取りまとめて、その数字が最終的にうちのほうへ来て、9地区を合計したものがこちらの数字になります。

ご質問の要保護児童の関係なのですが、確かに前年の決算の報告書では九十何件、今回が28件ですか、大分数字開いているのですが、なぜ減ったかというところまでは、正直言ってちょっと把握できていないのが現状です。考えられることは、この年度は特にうちの地区は要保護児童に力を入れようということで、前の年に一生懸命やったところもあるかもしれませんが、とりあえず数字の集計ということでご勘弁いただきたいと、詳しい内容まではご説明ちょっとできないということです。

永澤委員 反対に、今のご答弁聞いて、この96件が28件になったということよりも、その報告、取りまとめの数字に対して危機感がないということのほうが、危ないなというふうに感じさせていただきました。

今いろんな分野で、民生委員、児童委員に対しての期待も大きいですし、市のほうがかわってやっただいていてというのが非常に多いかなと、高齢者の見守りのネットワークもしかり、児童虐待の発見もしかり、さまざまな形でご協力いただく、一番つなぎの部分という報告の数字が、私はこれだと思っているのです。それに対して、いろんなところで報告の形があるので、実際にこ

の数字があやふやだというような形で放置されているということのほうが、危険かなというふうに今感じました。

今後、やはりここで新たな民生委員さんが誕生されて、一番過渡期としていいかなと思うのです。この報告に対してのある程度の規定、またそれに対してやはり数字というのに敏感になっていかないと、何か事件か起きたとき、今もあったのですが、民生委員さんがほぼ100パーセント充足、一、二名が今足りない、ではその一、二名が足りないところが一番私は気をつけなければいけないところかなと思います。という意味で、いろんなカウントの仕方、報告の仕方に対して、市が願うのであれば、ある程度の取り決めを決めた段階で年間の報告をいただく、月1回の報告をいただくような形というのはできる、したほうがいいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

生活福祉課長 幾つかお話ししたいのですが、当然民生委員の中には主任児童委員の方もいらっしゃいますし、そういった方を特に中心にしてやっていくような形になると思うのですが、どちらかといいますと、今まで民生委員さんというのは、高齢者の対策を中心に取り組んできているというふうに思っている民生委員さんが多かったのは事実だと思います。ただ、最近になりまして、地域の中にいらっしゃる障害をお持ちの方とか、あるいは児童虐待とか、そういったテーマについても敏感にならなくてはいけないというふうな取り組みも、民生委員さんが集まる場ではお話ししていますし、民生委員さんも徐々にその方向にスライドしているという

ふうに思っております。

いずれにしても、地域福祉という視点になると思うのですが、今回12月1日改選ということで、いろんな集まりの場があると思いますので、その数字のとらえ方、数字に敏感になることも含めまして、9つの地区の、特に会長さんとか副会長さんあたりにはよくお話をしたいと、なおかつ普通の民生委員さんにもいろんな場面でお話をしていきたいというふうに思っております。

金澤委員 当然これ児童福祉課も関係してくると思うのですが、今に関連して要保護児童の発見の通告、仲介で28件だと、昨年度は96件。これは、私自身は聞いていて、この数字が本当に減っているのか、実態として減っているのか、報告の手が回り切らなくて、報告自体がし切れていないのか、そこら辺どちらかを判断するのは大事だと思うのです。そういう意味では、本当に今副委員長が言ったように危機感を持ってもらいたいということはあるのですが、この28件に対してどのような対応を市としてとられたのですか。つまりよく新聞等で問題になっているのは、現場では声は上げていたと、近所の人も市には何度も通報したと、しかし結局手が差し伸べ切れなくて、そのままになって最悪の結果を招いたとよく新聞報道あるのですが、これに市としてはどのような対応をとられたのですか、この28件についての内訳をお示してください。

福祉部参事兼児童福祉課長 民生委員さんから28件という数字が出ておりますが、こちらでとらえた虐待相談という通告経路の分析では、児童委員さんから2件というとらえ方をしております。その数

字のとらえ方が、基準が違うのか、あるいは、ちょっとその辺がよくわからないのですけれども、一般的な対応の方法としましては、虐待の通報、通告が入った場合には、緊急受理会議ということで課内でそのケースの緊急度合いをある程度配慮して、しかも48時間以内に児童の安全確認を行うルールになっております。緊急の度合いが高いときには、当然児童相談所に通告をして一緒にやっていくという、児童福祉課としてはそういう形でやっております。

生活福祉課長 この28件の細かい内容、そこについては正直言って把握はできていないのが現状です。ただ、うちのほうに別な形で相談に来たりとか、あるいは家庭児童相談員さんのほうに話が行ったりとか、あるいは学校を経由していったりとか、この中にはそういった方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますけれども、いずれにしても個々の内容について、直接28件すべてが細かい内容を含めて、こちらには報告という形では来ていないというのが現状です。

金澤委員 これ以上言いませんけれども、担当課が違うと、同じ児童の保護に対してこれだけ違うというのは、何かやっぱりちょっと残念ながら縦割りの弊害というか、問題があるのかなという意味がありますので、これはもう福祉部全体として情報を共有して、特に民生児童委員等で担当課に報告が多く上がってくるシステムがあるのであれば、しっかりと児童福祉課のほうにつなげて、当然これかぶっているケースあると思うのです、かぶっているケースが。

そういう意味を含めて、実態の把握に部全体として検討していた
だきたいと思いますが、福祉部長いかがですか。

福祉部長 今のご質問については、十分検討して今後生かしていきたいと
思います。ただ補足としては、この要保護児童の発見の通告、
仲介、これが市のほうへ全部来ているのかどうかも含めて、よく
実情も把握しながら他課との連携も深めていきたいと思っております。

以上でございます。

吉澤委員 報告書109ページで、先ほどもお話出ました生活保護の関係な
のですが、今例えば精神疾患を抱えている人とか、それこそ失業
してしまったというようなことで、相談内容がかなり複雑化して
きているのではないかと思うのですが、現状、以前に比べてどの
ように変化しているのか、相談内容をちょっと、例えばでいいの
ですが、教えてください。

生活福祉課長 以前に比べてということですから、2点ほどお話ししたい
と思うのですが、1点目は、いわゆる障害をお持ちの方で、精神
疾患の方というのが確かにふえております。それで、退院促進と
いうことで、地域の中で自立した方向に向けようという取り組み
が基本にあります。精神疾患の方で、ご家族がいらっしゃる方で
生活保護の相談ということの場合と、もう一つは精神疾患を患っ
ている方お一人で住んでいて生活保護の相談に来ている方、いろ
いろあります。実際担当のケースワーカーの負担の中で、精神疾患
を患っている方の相談、あるいは保護世帯の自立に向けた取り組

みというのは大変ヘビーになっていると、これは以前と比べて、特に大きな違いだというふうに思っております。あえて申しますと、外国籍市民の相談がふえているというのが、最近の特徴として2番目に言えると、この2点が特徴だというふうに思っています。

吉澤委員 かなり大変な状況なのだなというのがわかるのですが、それから相談から申請、申請から認定までに要する期間、平均になってしまうかと思うのですが、状況を教えていただきたいと思います。

生活福祉課長 これは、生活保護申請から最終的に決定をおろすまでに、マックスで30日以内という取り決めがあるのですが、入間市の平均では、ある地点でちょっと調べた近々の数字ではありますが、25.3日です。

吉澤委員 法定期間は、基本的には14日以内ですね。特別な理由があるときに30日ということですので、本来ならやはり2週間程度で出せるのが望ましいのかなというふうに思うのですが、それ期間、それ以上を要するというのは、どういう要因があるのでしょうか。

生活福祉課長 保護の申請があってから、実際に家庭訪問をして、どういう生活を送っているかという確認もあります。それと同時に、戸籍をこれ調べて、扶養義務者の方に、この方から保護の申請が出ていますけれども、あなたの立場で今後毎月どのぐらい援助ができますかという扶養の義務者への通知を出して、その返事をいただく期間もあります。また、保護を申請した方の生命保険の加入状況とか預貯金、いわゆる金融機関への調査とか、そういったも

のをひっくるめて、戸籍も取り寄せるわけですから、現実的にはやはり14日というのは、かなりもう難しいというふうに思っていただけで結構だと思います。

吉澤委員 いろいろな作業があって、どうしても時間がかかってしまうというようなこともあるのだと思うのですが、先ほどの話でケースワーカーの負担も重くなっているという話なのですけれども、超勤の実態、ここで生活福祉課のほうの平均の超勤の数字は出してもらっているのですけれども、ケースワーカーさんで一番例えば多い時間数とかというのはわかりますか。

生活福祉課長 これは平成21年度を通した実績ですが、532です。

吉澤委員 そうしますと、かなりの時間超過勤務しているということでもろしいですね。以前から言っていることなののですけれども、国の基準で1人80世帯で、それを下回っているから入間市では大丈夫だというお話をされているのですけれども、実態としてはかなり一人に負担がかかっているのではないかなと思うのですが、やはり増員が必要だと、申請の相談件数も、申請もふえているわけですから、その辺の見解をお聞かせください。

生活福祉課長 これは、前にもご質問いただいていると思います。ことし、年度が始まるころには、たしか平均して1人のケースワーカーが77から78ぐらいだったと思います。そういうご答弁をした時期もあったかと思います。社会福祉法の中で、80世帯を基準にという表記がありますので、うちのほうとしても、80というのは一つの基準としてとらえなくてはいけない、いわゆる仕事の質とか健康

も含めて考えると、やっぱり80というのは一つの基準であろうというふうに考えています。今現在82をちょっと欠けるぐらいです。82世帯ということですから。

これは、一応予定ということで、実は平成23年度の定数の見直しを今、大体終わっているようではございますけれども、うちのほうとしては職員の健康状態とか、時間外もそうですし、仕事の質も含めて、やはり1人ふやすべきだというふうに思いましたので、今回要求を出して、実配置はわかりません。それはわかりませんが、定数上は基本的に1人増員ということでお認めはいただいております。実配置はわかりませんが。ですから、それをすることによって、1人がまた72世帯ぐらいになりますか、70世帯ちょっとになりますので、仕事の質は上がってくると思いますし、時間外も減る方向で検討していきたいというふうに思っています。

委員長　ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、項3 生活保護費についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時00分　休憩

午前11時09分　再開

委員長　会議を再開いたします。

次に、款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を願います。

小島委員 それでは、資料20ページ、保育所、園年度別入所児童数及び待機児童数について幾つかお尋ねを申し上げたいと思います。

左側に施設名が書いてあり、そして定員数等が書いてございます。その中で、公立にしても民間にしても、特に公立にしては、定数を割っていながら待機児童がいるというのはどういうふうな状態なのか。これは、預かるお子さんたちの年齢区分によって待機している方がいるのかどうか、その辺のところがあれば、年齢的なものも含めお話をいただきたいと思います。

福祉部参事兼児童福祉課長 おっしゃったとおり、お子さんの年齢によりまして保育士の配置基準が決まっております、現在入間市ではゼロ歳児は3対1、1歳児は4対1、2歳児5対1、3歳児15対1、4歳児、5歳児28対1という配置をしております。また、保育室の面積等の基準もございますので、定員にはまだ達しておりませんが、その年齢別の受け入れ枠ということで待機をいただいているものと思っております。

小島委員 そうしますと、今ご説明ありましたように先生の人数、そして施設の大きさで、その比率が決まってくると。そうなりますと、どこかにゼロ歳児から1歳児までを集中的に置くとか、例えばそういうことはできないのか、どうなのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 現在公立保育所では3施設、東金子、藤沢、藤二でゼロ歳児保育を行っております、民間さんはほとんどゼロ歳児から受け入れていただいております。また、特に待機は低年齢児が多いので、そういった意味で家庭保育室のほうに、保護

者負担の軽減の補助金を出しまして、ゼロ、1、2歳の受け入れをお願いしている状況でございます。

安道委員 関連してなのですけれども、今のお話のような形になるかと思うのですが、平成21年度市内民間保育所への延べ児童数が610人増と、3歳未満児も438人増と、報告書でいいますと96ページからになりますけれども、報告書のほうで示されているのですけれども、ちょっと見ていただいて、済みません。民間は、ともに増加しているという数で示されています。それと比べますと公立保育所のほうでは、市内の保育所については、公立のほうは294人減少、そして、これは何ページになるかな……101ページになりますか、ですけれども、そして3歳未満児のほうは54人増というふうな形で、民間が増加し、公立が減少しているというふうな状況があります。先ほどのゼロ歳児の話なんかもきつとかかわるのかと思うのですが、この兼ね合いというのは、要因というのはどういうふうな点にあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保護者の保育に対する要望が低年齢児保育、また延長保育といった部分が多い方々に対しては、入間市ではそういう部分、国、県の補助が入る民間のほうにお願いをして、まずそちらに入っていただくという形で考えております。そういった形で、まずは民間のほうで定員充足というのですか、いたしますので、結果公立のほうは近年若干定員割れ、結果的にはですけれども。受け入れ枠としては、その年齢別では結構いっぱいになっているような状況はございます。

安道委員　そういう補助の関係が大きいというふうなことで、まずは民間へという状況、片方ではあるのかなと、今なるほどと思ったのですけれども、同時に保育時間など、要するに保護者の方々の、いわゆる要望というのか、必要性からすると、公立でこたえ切れていない部分があって、民間へ移っているという実態があるのではないか、例えば時間など見ますと、公立のほうは延長でも6時30分で切っているというふうな状況ですよ。民間ですと、延長保育というふうな形で7時ですとか7時半とか、お金はかかるわけだけれども、そうやって受け付けているという状況だと思うのです。民間のほうへお願いしていますという話もありますけれども、公立で枠があるのであれば、やっぱり受け入れられるように、そういう時間なども検討する時期に来ているのではないかと思うのですが、この点はいかがなのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長　現在平成21年度中は、夕方の時間ですが、6時半までの施設は4カ所でしたが、平成22年4月1日から10カ所全部6時半までということで、30分ですが延長させていただいたところでございます。保育時間を延長いたしますと、30分でしたので、長時間対応、朝夕のパートの職員の勤務時間をそれぞれ30分ずつ延長での対応ということで対応が可能ですが、それ以上延長をするということになりますと、当然正職員のローテーションを、今の人員では回しませんので、人員の配置の部分から、また改めて検討していかなければならないと考えております。

安道委員　そういった点では、検討の課題としては、そうしますと一応の

っているというふうにとらえていいのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 基本的には、延長保育は民間でお願いして、公立としては6時半までということの基本的方針でやっております。

安道委員 そうしますと、先ほどのゼロ歳児、民間にというふうな形でありましたけれども、公立は黒須、東金子、藤沢第一、第二というふうな形でしかやっていないというふうなことで、この枠を各保育所でゼロ歳児も受け付けていこうというふうな方向は、検討はないのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 現在のところ保育の需要は、どちらかということとゼロ歳児よりも、育児休業が広まってきましたので、1歳児、2歳児のほうの需要が大きいので、どちらかということと需要に対応する意味ではゼロ歳児を広げるよりは、そちらの検討が必要なのかなというふうには認識しております。

安道委員 市内の実態などを見ましても、確かに一、二歳児のところけどこもいっぱいになっているかなというふうな状況があるのかと思います。

公立のほうですけれども、610まで増加しているというふうな実態からしますと、いわゆる国基準の基準内で、きちんとこれはできているのだろうかというふうな、そういうふうなところでは各民間のほうでは、先ほど定数がありましたけれども、その定数の枠内という点では、きちんと基準で運営されているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 民間さんは国基準、一部1歳児では補助金を
いただいて、県基準の4対1ということでやっていただいております。
公立については、それより緩和した基準で現在対応しております。

安道委員 場所によっては、115パーセントぐらい入っているような状況
もあるようですけれども、こういった現状は、そういった結構大
変な人数かなと思うのですけれども、そういうふうな施設もある
ようですけれども、それはやっぱり保育の現場では保母さんの負
担も大きくなるのではないですか、そういう事態はないのでしょ
うか。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成10年の厚生省の局長通知で保育所への入
所の円滑化対策ということで、年度当初定員の115パーセント範
囲内、10月1日において120パーセント範囲内の児童を保育でき
るという通知に基づいて入間市は現在やっておりますが、平成
22年4月にこの通知が廃止されまして、国の基準はなくなってい
るような状況でございますが、入間市においては、この基準の中
でやっていただきたいということでお願いしております。

安道委員 わかりました。やはり基準は大事かと思えます。入間では、そ
れをやっていくというふうなことなので、安心いたしました。

先ほどもありましたけれども、産休、育休明けなどの途中入所
というのは、やっぱり厳しい状況にあるのでしょうか。その実態
はどうでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 やはり年度当初が一番入りやすいと言えば入

りやすいのですけれども、育休明けというのは最優先で受け入れるような対応をしております。

安道委員 そうしますと、何しろ仕事に復帰したくても、まず保育所探しというのがお母さんたちの声なのです。そういう点では、そうしますと何とか確保するような形で対応されているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 年度の後半になってまいりますとなかなか厳しい部分がございますけれども、ゼロ、1、2歳ですと家庭保育室という手段もございますので、年度中はそこに入っただいて、新年度に認可保育所へというふうなコースもあるかと思っております。

安道委員 家庭保育室に通っていらっしゃる保護者の方から、公立とか民間の保育所とすごく同じに子供を預けているのだけれども、保育料が本当に違うので、負担なのですよねという声はあるのですけれども、いわゆる認可されている保育所と比べて、例えばゼロ歳児とか1歳児でどの程度変わるのでしょうか、保育料は。

福祉部参事兼児童福祉課長 家庭保育室の保育料につきましては、認可保育所の3歳未満児の保育料の最高額を限度ということで、最高額は5万4,500円ですが、実際には家庭保育室の保育料はおおむね4万5,000円から4万7,000円となっております。また、これに対して所得に応じた補助が出ておりますので、従前とは変わって入りやすくなっているものと認識しております。

小島委員 続きまして、事項別明細書127ページ、報告書97ページ、民間

保育所運営費補助金の中で、内容的に97ページの下から3行目に子育て支援センター設置推進事業というのがありますが、この子育て支援センターの今入間市としての設置状況はどうなっているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 子育て支援センターは、民間保育園5カ所で設置をいただいております。

小島委員 それは、どことどこで。

福祉部参事兼児童福祉課長 あけぼの、こどものくに、茶々、おうぎ、おうぎ第二の5施設でございます。

小島委員 ありがとうございます。

それでは、何かちょっと地域的にこれ見ますと、どうも入間市内の町の中とか、豊岡地区が多いような気がしますが、これらもかねて、これからの展望としてはどういうふうな展望があるのか、あればご説明をいただきたいと思います。

福祉部参事兼児童福祉課長 センターに補完するものとして、つどいの広場事業を、豊岡地区ではございますが、NPO法人さんをお願いして、そのNPO法人さんが出張広場ということで、平成21年度11月から仏子の八坂神社内の八坂会館で始めていただきました。また、藤の台公民館でも毎月第2、第4月曜日にプチの出張ということでも開催していただいております。

それから、今年度でございますが、同じ西部地区ですが、野田でもやっぱり出張広場を開設していただいております。県の地域子育て応援タウンの認定を受けるためには、おおむね中学校区に

1カ所程度の設置ということで11カ所の設置を目指しているところでございますが、今後出張広場、あるいは公立保育所で行っておりますひまわりひろばを若干充実して、そういった部分で要件が合致できるような形で進めてまいりたいと思っております。

永澤委員 申しわけありません、今の子育て支援センターについて若干もうちょっとお聞きしたいのですが、今その子育て支援センターもう約20年近くたつのですけれども、最初の子育て支援センターができてからは。チェック機能とか、そういうものは今あるのでしょうか。事業内容に対して、市がどのような今までチェック機能というか、をされているのか。

福祉部参事兼児童福祉課長 補助金も支出しておりますので、書面並びに立ち入り、現場の調査ということも実施しております。

永澤委員 大変子育て支援センターとして機能しているところと、若干子育て支援センターなのかご自身の保育所で使われているのか、わかりづらいところも私はお見受けしているところがあるのですが、今適正に、全部子育て支援センターとしての機能が町のためになっていると認識はしていらっしゃるでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 その熱意の度合いというのは若干あるかと思いますが、その園なりに頑張っているものと認識しております。

永澤委員 やはりこれが一番、先ほどの児童虐待もそうですけれども、いろんな意味での町の中核になっていかなければいけないもので、正直800万円近く出ているわけです。やっぱりもうちょっと市は、

物申してもいいのかなというところが見受けられます。ですので、きちっとした子育て支援センターという、民間保育所にあるから、何となく民間のものになってしまうのではなくて、やはり民間であって、もっともっと町のために、町の中心の子育ての場として機能していくような形での充実を要望することはできないかなと思いますので、ぜひともその辺のご指導をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 実施主体も異なりますので、子育てサロンのな部分の、それぞれのセンター、施設の共通理解、相互情報交換という部分の場がこれまでございましたので、そういった部分を設置したり、あるいは市民にこういう場があるということの広報も継続してやっていったりとか、そういうことを今後やっていきたいと考えております。

金澤委員 報告書100ページの保育所費のうち、保育事業の運営経費についてお尋ねいたします。

平成20年度と比較して、かなり減っているわけなのです。そのうち子供の人数が減ったことによってパート職員等の賃金が減ったのは、これは理解できるのですが、賄い材料費ということで、これが500万円近く減っています。事前にお聞きしたところ、適正化に努めたというようなお話でした。これについてのご説明をお願いしたいのと、あと(3)の使用料及び賃貸料も、これも500万円近く前年度に比べて減っています。この2点についてご説明をお願いしたい。

福祉部参事兼児童福祉課長 賄い材料費につきましては、当初予算で3歳未満児は月7,800円、3歳以上児は月4,600円ということで計上させていただいておりまして、栄養士が献立を立てて各施設で購入という形でやっておりまして、それで平成21年度、平成20年度あたりから各施設の賄い材料費の支出額を一覧表にして各所長さんにお渡しして、それぞれの位置というのですか、この程度かかっていますよという、結構の開きがあったものですから、それを認識していただいて、若干均等化に努めた、特に節約しろと申し上げたわけではないのですが、結果的にそういった金額になって、あとまた購入の段階でも、欠席児童の把握等を積極的に努めていただいて、無駄のない購入ということも心がけていただいた結果なのかな、若干お子さんの数も減っているという部分も影響しているかとは思っております。

それと、使用料の部分につきましては、西武中央保育所の保育室のリース期間が満了となりましたので、この部分が520万2,000円の減額となっております。

金澤委員 賄い材料費についてですが、無駄を省いたというとわかりやすいのですが、その点で、要するに今まできちんと把握されていなかったということで理解したのですけれども、それについて、では過去何やっていたなんていうことは改めて言いませんけれども、そこでお聞きしたいのは、保育所ごとに材料費にばらつきがあるということで、そこで一つだけ気になるのが、保育所でもやっぱり地産地消の関係で、大型卸し、大きな卸しから買わないで、

地産地消ということで心がけて、多少高いかもしれないけれども、安心安全で地元の野菜を使ったりとかというような話、あとお肉も使ったりということもあるのですが、その点に対して影響というのは出ていないのかどうか、確認したいのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長 賄い材料につきましては、基本的には地元の商店さんで購入をしたいと考えておりますが、やはり日々大量の材料を提供できる商店がその地区にない、あるいはあっても受けていただけないみたいな部分もございまして、なかなか施設によって材料費に差が出てくる。それと、小規模施設のほうが割高になるとか、そういう部分はあると思っております。そういった形でよろしいでしょうか。

安道委員 報告書の92ページ、決算書ですと125ページになりますが、家庭児童相談員報酬のところなのですけれども、相談件数を見ますと、平成21年度は前年度と比較して、どの相談内容も増加しているというふうな状況かと思えます。特に学校生活等などは倍近くといたしますか、そして非行関係のもふえていて、子供の関係や家庭関係、とにかくどこも相談件数ふえている状況だろうと思うのです。多岐にわたる相談で、相談に応じて親身になって対応していくというのは、なかなか大変な仕事だろうと思えますけれども、実態はどのようになっていますでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 児童相談につきましては、担当主幹1名と非常勤特別職の家庭児童相談員が9時から4時までの勤務2名ということの3人体制で行っておりますが、ご指摘のとおり学校生活

については倍に近い件数、あと非行関係、家族関係、環境福祉関係がふえておりますが、学校については相談員さんと学校の、校長先生との連携が特によくできている学校が多く、校長先生から相談員さんに相談、情報提供があったり、そういう部分で件数がふえているものと思っております。ただ、ご指摘のとおり件数が相当数ふえておりますので、企画部門へ職員、正職員、ケースワーカーの配置と家庭児童相談員さんの増員ということをお願いしたわけですけれども、なかなかその部分が厳しい状況にあるようでございます。

安道委員 実態を踏まえますと、これはぜひとも増員していただかないと、なかなかやっていけないのではないかと。悩みももっといろいろな、複雑なケースもあるのだろうし、きっと生活福祉のことも連携とか、いろいろあるのだろうと思いますので、要望していただいているということで、ぜひそれが確保できるように、またお願いしたいと思いますけれども、いずれにしましても社会を反映しているのだということがここからも出てきているという状況で、学校とも連携できているというふうなことのようでしたので、要望にとどめますけれども、職員の確保というふうなことで要望しておきたいと思います。この点については結構です。

引き続きで続けてもいいですか。

委員長 関連した質問ですか。

〔(じゃ、いいです) と言う人あり〕

永澤委員 済みません。では、今の関連してお伺いします。

先ほどの民生委員さんの話もそうなのですが、家庭児童相談員の方だけでは、いろいろできない部分というのが、今の現実社会の中に多いかなと思います。家庭児童相談員といいながら、親の問題が出てきたり、また社会的な問題が出てきたりと。そういった中で、そういうのを市庁舎内でさまざまな部門と連絡、また協議会をするような場がもしあるなら、今の現状をお聞かせ願いたいのですが。

福祉部参事兼児童福祉課長 現在児童福祉法に基づいた要保護児童対策地域協議会というものを組織しておりまして、この協議会で、これは3層構造になっておりまして、その組織が、相談所、保健所、警察等の部外が12機関、部内、役所内の機関が7程度の機関が入りまして、年に1回その機関の代表者に集まっていただいて、状況を認識していただく。それから、次の段階として、その機関の実務者が毎月1回定例で集まって、情報交換、また具体的なケースに対する対応方針の決定等を行っております。また、個別のケースのケアを行うために個別ケース検討会議、ケースカンファレンスを年間、平成21年度は32回程度開催して、連携という部分ではかなり回っているのかなと認識しております。また、この会議に駿河台大学の吉田先生に来ていただいて、この先生は全国的に有名な虐待に関して専門にやっていた先生です。スーパーバイザーとして来ていただいて、ご指導いただいております。

永澤委員 すばらしいなと思います。大変力強く思います。

この中で、昨年度で入間市内で事件に至る直前とか、そういう

本当に危険な状態というのがあったのかなかったのか、相談の中で。ちょっと教えていただきたいのですが。

福祉部参事兼児童福祉課長 事件になったケースは当然なかったわけですが、その前の段階、我々も冷や冷やしたようなケースというのは、何件か抱えているような状況にはあるかと思います。

金澤委員 報告書の102ページの保育所整備事業で、合併浄化槽の件についてお尋ねいたします。

本年度は、1つの公立保育所が合併浄化槽、ようやくできたということで一步前進なのですが、残りの施設、二本木、金子第一、金子第二、3施設と聞いていますけれども、この3施設に対する合併浄化槽の今後の計画はどうなっているのか、それともまた建てかえ計画等があって、それに合わせて待っている状態なのか、その点についてお伺いいたします。

福祉部参事兼児童福祉課長 その他の施設でまだ未整備の施設については、実施計画でお願いをしたのですけれども、残念ながら今回の予算の調整の中でつかないということで、査定はつかなかった状況にはございます。できれば宮寺と同じように、施設とは別に考えて整備をしていきたいというのが担当の考えですけれども、全体の調整の中で予算がついていないような状況になっております。

金澤委員 厳しい財政の中、残念な結果であるのですが、それぞれの施設の実計の計上額、それぞれわかりますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 申しわけありません、資料をきょう持ってきて

ておりません。

金澤委員 では結構です。

委員長 では、後ほど資料の提出を委員会として要望いたします。

安道委員 報告書の102から103ページになります。学童保育事業のほうになるのですけれども、平成21年度は扇学童保育室の大規模化がずっとあったわけですけれども、平成21年度、この大規模化していた扇学童保育室が分室化されて、2施設になったという点では本当によかったと思います。いろいろお力添えいただいてありがとうございました。そういう大規模の状況に置かれているのが改善された点はよかったのですけれども、実態としてはまだまだこの状況が続いている施設がほかにもあるというふうな点で、例えば藤沢学童保育室などは定数超過がずっと続いています。これについては、以前にも改善を求めていたわけなのですけれども、藤沢学童保育室はずっと160パーセントを超えている状況が継続していますけれども、これについては改善はどのように検討されますでしょうか、計画等はあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 施設の整備につきましては、実施計画で計上しているところですが、藤沢の厳しい状況というのは認識しているのですが、建設年の古いものから整備をしていきたいという考えで、計画のほうはそういう形でやっております。

安道委員 そうしますと、課題としてはこれも進めなければいけないというふうな意識といますか、そういった点はあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 藤沢学童について、本当に厳しい状況にある

ということは認識しております。

安道委員 改善を、いずれにしましても、これは早急に求めて、要望にとどめますけれども、お願いしたいと思います。

それから、待機児童ですけれども、やはり年度を置くにしたがって待機者がふえている、各施設とも出てきている状況があるかと思えます。学童保育室の場合は、パート職などでも受け入れる、あるいは家庭の状況で病人の方なんかがいる場合、看護が厳しい状況にあたりした場合なども受け入れていくというふうな、そうした配慮もされているかと思えますけれども、その点について実態はどのようになっていますでしょうか、学童保育室。そうした状況でも、配慮するようになっていますでしょうか。

〔(入室の状況) と言う人あり〕

安道委員 入室の状況です。

福祉部参事兼児童福祉課長 入室につきましては、事務取扱要領を定めまして、就労については日数、時間等の要件を定め、また祖父母同居の場合は、その祖父母の年齢、あるいは健康状態等から保育が可能かとかいう判断をして、また看護等の場合も、常時看護を要する病人がいる家庭における児童も基本的な要件として配慮しております。

安道委員 そうしますと、きちんと配慮しているというふうなことで、さらにそのほかに、この資料をいただいたのでは待機者がいるわけですけれども、さらに待機者がいるという実態にあるというふうなことでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 年度当初、ご家庭のそういった状況をよく把握いたしまして、学童保育室の指導員と協議をいたしまして、定員というものがあるのですけれども、受け入れ可能な人数を指導員と協議して決定して、4月にできるだけ受け入れているということで行っております。

安道委員 いろいろ配慮していただいていることと思いますけれども、どこの施設もオーバーしている状況は、やっぱり続いているかと思えます。そういう点では、多少百何パーセントというふうな状況でも、やむを得ないというふうな判断で進めているというふうなことのようですけれども、厳しい状況でやっていただいているようですので、十分配慮、その辺は職員の増加等との検討も含めて進めていく必要があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かに定員をオーバーして受け入れている状況はございますが、平日の平均の出席率が54.8パーセントというような状況にもございますので、全員が全員来る時期というのは本当に短い時期だということで、定員オーバーということも受け入れているわけがございます。

安道委員 状況としては、そういう状況があるというふうなことは一定わかるわけなのですけれども、またその反対に、例えば学級閉鎖等々に急遽なったりとか、非常事態で一斉下校になったりとかといった場合というのは、やっぱり間違いなく当然当日は学童保育室に一たんは来るわけですね。やっぱり目いっぱいになるような

状況もあるのだろうと、そういったケースもあるかと思いたすので、そういった場合はどういうふうにして対応されているのか。

福祉部参事兼児童福祉課長 学級閉鎖の場合は、学童保育室も閉鎖をさせていただきます。

安道委員 でも、では即学級閉鎖の場合は、一たんは学童保育室には帰ってこないのですか、それはどうなっているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 直接帰宅をするということです。

金澤委員 私も学童保育室で報告書の102、103なのですが、私ちょっと視点を変えまして、まずは以前に公明党入間市議団として総括質疑で訴えさせていただいた学童保育における多子軽減、これの検討状況はどうなっているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 申しわけありません。現在まだ検討いたしておりません。

金澤委員 検討していないというのは、その検討中なのか、検討もできていないのか、その点ちょっとはつきりしてください。

福祉部参事兼児童福祉課長 まだ現段階では、検討できていない状況にあります。

金澤委員 では、その必要性については、課長はどのようにお考えですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育料につきましては、今年度7,000円の保育料を払っていただく方が、前年に比べて660人減少しています。3,000円の保育料を払っていらっしゃる市民税課税、所得税非課税世帯が153人、児童数ですが、全般的に減少して、所得税、市民税ともに非課税で保育料ゼロ円の世帯が235人増加をしている

というような状況にございます。ある意味ゼロ円さんの部分がふえているような状況にございます。

それで、7,000円という部分なのですけれども、他市の保育料と比較しても、まだ全県の平均よりも下にあるという状況もございますので、多子軽減という部分は、今のところまだ検討に至っていないような状況にございます。

金澤委員 多子軽減についてはここでとどめますけれども、確かに2人、3人が学童保育に通っている年子のお子さん、双子のお子さんのケースというのは、少ないことは少ないのです。ただし、その中でも7,000円に前回上げたわけですから、少ないケースでも、少子化対策としての支援はやっぱり必要だろうというふうに私は考えますので、また今後の検討をお願いしたいと思います。

次に、学童保育室の中の、報告書の支出項目のうち食糧費にちょっと着目したのですが、平成21年度は約1,100万円です。平成20年度は1,068万円だということで、これふえているわけなのです。ふえているわけです。それに比較して、この内容の延べ入室児童数はマイナスの584名ということで、これ5.5パーセント減っています。児童数が減っているにもかかわらず、食糧費がふえた理由というのが、これはいわゆる食べ物の単価が上がったのか何か、どのような理由で増加したのか、お示してください。

福祉部参事兼児童福祉課長 食糧費につきましては、平成21年度の支出を総出席児童数で割りますと、1人当たり77.8円になります。平成20年度を同様の計算にしますと72.35円、5円程度上がっている

わけですが、おやつ購入については、近隣のスーパー、小売店等で従前は購入していたわけですが、なかなかスーパーさんも余り購入を喜ばないような状況もありまして、別の購入先がないかということで、保育所のおやつを入れていただいている業者さんに入れていただいている状況へ変化した部分です。それは、育ち盛りのお子さんですので、児童福祉課の栄養士が考えまして、栄養面に配慮したおやつということで、鉄分、カルシウム等を配慮したおやつを入れていただいて、その結果単価が上がってしまったのかなというふうに認識しております。

安道委員 今の学童保育室の関係なのですけれども、時間を6時30分に延長というふうな形で、希望の方には実施していくというふうな形で改正がされたわけですけれども、あと同時に4年、5年でも、やっぱり学童が必要ですよというふうな要望も相変わらず聞こえてきます。その年齢を引き上げるというふうなテーマについては、今のところは検討されているのでしょうか、その点はどうでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育時間、保育料、保育年齢については、児童福祉審議会のほうにご審議を申し上げまして、るる検討していただいた結果として、答申としては受け入れの年齢については施設の状況から、当面は難しいだろうという答申をいただいているところで、我々も、現在1、2、3年の中で定員がオーバーしている施設があるという中では、それ以上の学年を受け入れることはなかなか難しい。また、もう一つの課題としては、3年生、4

年生以上のお子さんになると、特に男の子さん、とても体も大きくなってきますので、今いる、ある意味中年以上の女性の指導員だけの施設ですと、なかなか難しい部分があるのかなと、そういう2つの点でございます。

今後、学童保育室のあり方というものを庁内で検討して、また学童については中教審で少人数学級の話が出ておりますので、その影響を受ける部分もございますので、教育委員会と連携等を考えて今後のあり方を検討していく中で、学年についてもまた考えていかなければならないと思っております。

金澤委員 今の学童に関連してなのですが、町なかの小学校では、やっぱり少人数学級を含めて児童数がふえたことによって、せっかく校内の普通教室を改造した学童保育室が、正直言って学校の校長先生いわく出て行ってほしいというような動きがあると思うのですが、特に藤沢東小学校ではそれが顕著なのですけれども、その点についてどのようにこれまで把握されてきましたか。

福祉部参事兼児童福祉課長 校長先生からは、児童福祉課にも、あるいは教育委員会の総務課にも申し出がありまして、企画部門、財政部門も入っていただいて、調整的な会議を開催しました。ただ、学校の出す今後の児童数の見込みというものが画一的な見込みで、それほど実態に合っていない部分も見受けられたので、その部分をもう一度精査して、また改めて調整を行うというふうな、現段階ではそういうふうな動きになっております。ただ、普通財産にいただいた学童保育室ですので、教育財産ではもう既にないわけ

ですので、返す、返さないという議論自体がちょっとどうなのかなという気もいたしております。

金澤委員 乳幼児医療費扶助について107ページ、報告書の107ページなのですが、これは本当に多くの議員が、これまで窓口払いの撤廃とか医療費の無料の年齢の引き上げ等は、これまで活動してきたと思うのです。一步前進したわけで、ただし、その前進したこと自体は評価するのですが、それまでの執行部、特に市長の答弁では、お金がかかるのだと、今の財政的な負担の中では、それが出せないから我慢していただきたいというような答弁に終始していたと思うのですけれども、結果として、金額下がっていますよね。確かに10月から始まっても、医療費の場合は数カ月おくれますので、その分のずれはあるとしても、今まで答弁してこられたような実態とはそぐわないというような、私この数字を見て考えているのですが、先ほど今途中でお話しした数字上の医療費に関する申請のずれ、それを差し引いて、この窓口払いの撤廃と、あと実際の対象年齢の引き上げ含めて、どのような数字上の影響、プラス・マイナスあったのか、どのような把握されていますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 医療費については、2カ月おくれの支出ということになりますので、10月1日診療分からの窓口払いの廃止の影響が出たのは、平成21年12月支出分からでございます、その部分について同月分、4カ月分の前年度に比較しますと、4カ月で70万5,000円程度の増加です。

これまで、窓口払いの廃止ということの影響ということにつき

ましては、実施する前に、実際に廃止を実施した他市町村、他市に状況を伺った結果、おおむね医療費が2割程度増加したという、そういう調査結果に基づきまして、我々もその程度増加があるのではないかということを見込んで、そのような答弁というふうになったわけですが、昨年度については新型インフルエンザが流行したということで、特に保育所、幼稚園、公私立問わず学校においても手洗い、うがい、お茶うがい等を実施いたしまして、そういった意味で他の感染症の感染も防止ができたということで、医療費については減っているのかなというふうに思っております。ただ、件数については、同じ平成21年4月からと本年度、平成22年4月から8月までの件数で28.8パーセントの増、額にすると28.4パーセントの増ということに今年度なっております。

金澤委員　ということは、話を要約すると、やっぱり予防、手洗い、うがいの基本中の基本が大事だということだと思っております。それを忘れてしまったころ、のど元過ぎたころにふえてくる傾向にあるということで、改めて健康福祉センターと協働して、基本中の基本である手洗い、うがいのさらなるやっぱり啓発活動をすべきと考えますが、その点いかがですか。

福祉部参事兼児童福祉課長　健康福祉センターとも連携をしていきたいと思っておりますし、今年度以降についてもやはり手洗い、うがいについて、またうがい用のお茶の購入等も引き続いて実施して、感染の拡大の予防に努めてまいりたいと思っております。

安道委員　同じく乳幼児医療費扶助についてなのですが、今ので、

そうしますともう今年度に入って、やっぱり2割程度増加しているという状況にあるということのようですけれども、いずれにしましても、私たちは一貫して窓口払いはなくしてもらいたい、またその年齢も拡大してもらいたいということで進めまして、昨年从那それが実ったというふうなことは、本当によかったと思っています。

年齢拡大のほうは、この4月から小学校1年まで通院については実施されると、段階的に小学校3年までというふうに入間ではなっているわけですが、近隣他市の状況などを見ますとこの年齢拡大については……改めまして、年齢拡大ですが、入間では小3までというふうな形になっていますけれども、この間の近隣各自治体の状況などを見ましても、大きく拡充していません。改めて、この再検討の余地があるのではないかと思います、その点についての見解はいかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 児童福祉審議会の答申を受けて、3年かけて小学校3年生までの年齢拡大ということを市として決定したわけですので、当面はその方向でいかせていただきたいと。その後については、特に近隣市の状況、あるいは市民からの要望等も真摯に受けとめて考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

安道委員 わかりました。

それで、これまで県のほうからの補助ですが、不交付団体というふうなことで引き下げられたというケースがありました

よね。平成21年度までそれで来たのかなと思うのですが、今年度は交付団体となりました。となると、その補助については変化があるのでしょうか、県からの補助については。

福祉部参事兼児童福祉課長 今年度不交付団体となりましたので、来年度から12分の5が2分の1補助になるわけですが、ただ乳幼児医療費については県の補助の基準の2分の1ということですので、現在実質的に20パーセント程度の補助になっております。年齢拡大分は当然補助の対象外ですし、あと自己負担金、食事療養費、所得制限、そういったものがございますので、そういった条件も加味して考えていきたいと思っております。

安道委員 それから、国のほうでは、このこども医療費の無料というふうな形での施策については、何か変化はあるでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 従来から国、県に対しても、こういった子供の医療費についての統一的な制度ということの要望を出しておりますけれども、現在そういったことはないようでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害福祉費についての質疑を願います。

吉澤委員 報告書の78ページの自立支援給付事業の関係というのか、障害者の施設入所についてなのですけれども、やはり施設入所しづらいというような話も実際に聞くのですけれども、たしかこれ高齢者と違って待機者とか希望者を把握、これできないのですか、ちょっと状況をお聞かせください。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 入所につきましては、県のほうで入所の措置をとる形で行っております。待機者について……

〔(人数言ってください) という人あり〕

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 県全体なのですけれども、知的の障害者の方が約500、身体が800という形で……

〔(身障ですね) という人あり〕

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 はい。

吉澤委員 入間市内の状況というのは把握はできないでしょうか、できているのでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 知的のほうは15人、身障のほうは10人という形でございます。

吉澤委員 これ人数わかりましてけれども、例えばどのくらいの期間とか、長い場合でどのくらい待ってとか、そういう状況はわかるでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 県のほうで優先順位をつけて、

あきが出次第、あと希望が合致するとか、そのような形で決まっていってるところでございます。

吉澤委員 例えば市内の施設に希望をしてあきがないと、そのほかの施設紹介されても、なかなかその希望が一致しないと難しいような状況もあるかと思うのですけれども、今自立支援法の中では、なるべく地域にというようなことを理念にしているのです、その施設をふやすという方向性は余りないかと思うのですが、実際にはやっぱり要望としてある中で、市としてはこれからどういうふうな計画でやっていくのか、その辺をお聞かせください。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 入所希望者がその希望の場所に、地元で入れて地域で生活できるというのがいいわけですが、総体数と法人さんのほうの経営とか、そういうことを考えますと、なかなかふえていかないといいますか、県レベルでもそういうふうな施設の国庫補助等も、昨年度で障害の福祉施設3件が採択の状態ですので、そういうので大変難しい状況の中で、入間市では他市に比べれば施設的にはあるのかなと、そのように考えております。

吉澤委員 実際に、なかなか希望しても入りづらいとか、あるいは今はまだ大丈夫だけれども、今後例えばお子さんが障害を抱えている方ですと、その保護者が、自分が亡くなったときにどうしようかという不安も抱えている方もいらっしゃるのです、そういう状況を把握しながら計画も進めていただきたいと思いますと思うのですが、ちょっと続けて……

〔(関連の中で、質疑させてください)

と言う人あり〕

小島委員 関連的に質問させていただきます。報告書79ページ、介護給付費事業の件なのですが、日常生活上継続的に必要な介護支援を行うことが介護給付金等だと思うのですが、この中で昼間だけではなく、夜間のサービスを希望する方がいるか、それに対しての事業所的なものがあるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 自立支援法では、日中活動の場と夜間の場というふうな形で分かれておりまして、入間市では茶の花福祉会さんが社会福祉でやっております高倉の大樹の里、こういうのが入所の施設になっております。

小島委員 施設もそうなのですが、家庭に行くようなサービスのなのはあるのでしょうか。訪問看護的に、お宅へ行って夜間をやるようなサービスがあれば、お尋ねしたいのですけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 ホームヘルプサービスのことかと思うのですけれども、現在のところ夜間の実績については、把握はしていないところでございます。

吉澤委員 82ページの元加治駅のバリアフリー化工事で、補助金の関係なのですけれども、この補助金は継続的にあるものなのか、ちょっとお聞かせください。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 バリアフリー法の補助金、平成22年度の採択までが最終と聞いております。

吉澤委員 市内の駅のバリアフリー化ということで、入間市駅南口にはエレベーターがあるのですが、北口にはまだ設置されていないということで、ちょっと区画整理も絡んでいる問題なのですが、やはりその要望が強いのです。この補助金を活用しての工事ということについては、検討はされているでしょうか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 原則的に、障害福祉課は工事が決定したときに障害福祉課のほうで工事の施工をすると、その前の段階の計画、あるいはそういうものについては企画課のほうの所管でやっておりますので、この場では私のほうではお答えはできない状況でございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目4 老人福祉センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9 居宅介護支援事業費、目10 社会福祉基金費、目11 後期高齢者医療費についての質疑を願います。

小島委員 事項別明細書121ページ、報告書86ページのシルバーサービス事業について何点かお尋ねしたいと思います。

ここ数年間に及ぶあんま・マッサージ、タクシー、ラドンセンター等の利用件数と利用率の推移はどのようになっているか、ち

よっと簡単で結構ですので、お願いしたいと思います。

高齢者福祉課長 シルバーサービス事業につきましては、実績ということでお話しさせていただきます。

平成19年度は、対象者1万1,935人ということになっておりまして、支出した金額は2,475万7,200円となっております。

それから……済みません。ちょっとこの種類がございまして、あんま・マッサージ、タクシー、ラドンセンターという3つのサービスがございまして、今ちょっと古い順番にお話ししてしまったのですが、済みません。平成19年度は、ちょっと細かいのが手元にございませぬけれども、平成20年度につきましては、まず1年前のものなのですが、あんま・マッサージにつきましては件数が2,956件、金額として739万円となっております。それからタクシー、こちらのほうが件数が2万9,520件、金額が1,771万2,000円、それからラドンセンターのほうなのですが、こちらが98件、5万8,800円となっております。

そして、平成21年度の実績を申し上げますと……

〔(いいんだよ、出てんだから)と言う

人あり〕

高齢者福祉課長 これ出ていますからよろしいですか。

では、以上でございます。

小島委員 それの利用率についてお答えいただければと思います。推移を簡単に。

高齢者福祉課長 では、お答え申し上げます。

平成20年度の利用率が、あんま・マッサージ5.85パーセント、それからタクシー38.97パーセント、それからラドンセンター0.13パーセントでございます。

以上です。

〔(21年) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 平成21年度につきましては、あんま・マッサージ5.51パーセント、タクシー38.71パーセント、ラドンセンター0.17パーセントでございます。

以上でございます。

吉澤委員 今のシルバーサービス事業なのですが、タクシー券の利用が38パーセントということで、これ多分利用しない人は全くしない、する人は全部もらった分利用するというような差があると思うのですけれども、そういった点でちょっと中身的に、平均すると38パーセントなのですけれども、例えば使い切っているような人とか、どういう状況なのか、もしわかれば教えていただきたいのですけれども、難しいですか。

高齢者福祉課長 今の細かい内容の関係なのですが、ちょっとそこまでは把握をしてございませんので、申しわけないのですが、ご了解いただきたいと思います。

吉澤委員 高齢者の足の確保ということで、入間市では例えば循環バスがあったりとかもするので、なかなか地形的にも、それからバス路線や駅の関係でも、ちょっといろんな面で病院通いしづらいとかという方が、やはりこういうタクシー券を利用される

方が多いと思うのですが、今高齢者福祉課として、高齢者の足の確保というのは何か検討されているでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

高齢者の足ということで、これことしの議会、6月だったですか、そのような一般質問も出ておりますけれども、その点でお答えしたとの重複してしまうのですが、先ほどお話があったていーろ一どの関係につきましては入間台とか、あと黒須の方面に、ここで変更等も行っておりますし、そういった形で若干は改善はされるのかなというふうに考えております。

また、高齢者の足ということで非常に大事な問題なのですが、また先進地で例えばダイヤモンドバス等の関係もやっている、県で1カ所北本市がやっておりますけれども、そういうところに私のほうもお聞きして、どういう状況なのか、そういうものも確認をしておりますけれども、費用対効果の問題も含めてそういうものを、非常に便利でいいものなのですが、費用もかなり3年間で8,000万円ぐらいかかるということを知っておりますので、そういう入間市の状況を今後利用者、またいろんな意味での高齢者の足、例えば社会福祉協議会のほうで、そういうようなボランティアの方がそういうことも補助するということもお話もございまして、いろんな面で、広い意味で検討していきたいというふうに考えておりますし、またこの点につきましては高齢者福祉審議会等でご意見等も伺いながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉澤委員 また、その足の確保をいろんな制度を活用しながら、いろんな部分で多角的に検討していただきたいと思えますし、またやはりこのシルバーサービス事業のタクシー券というのも、中にはまだ自分で車を運転できる人にとっては、余り利用されない、使わないという人も多い一方で、やはり逆に足りないよというような声も聞かれていますので、ぜひ制度の存続をお願いしたいということで、要望なのですけれども、続いてよろしいですか。

報告書の83ページ、要援護者等支援事業の住宅改修整備費補助金事業で、これ今回1件、昨年度を見ると2件なのですけれども、これはもう少し制度を活用していただければいいのかなというふうに思うのですが、ちょっとどういった状況でこのぐらいの件数で推移しているのか、何か使いづらい状況ですとか、制度の何か改善点とかあれば教えてください。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今の状況は、委員さんがおっしゃったとおりの件数でございます。この3年間、平成19年度が1件ですので、1件、2件、1件という形で非常に少ないということになっております。この原因につきましても、私のほうでもいろいろ考えておりますけれども、まず1点その要因になるものは、これにつきましては介護保険のほうでやはり住宅改修の制度がございます。そちらのほうは20万円という限度額がございますけれども、それを使われて改修をされている方が平成21年度では、これは特別会計になります。

けれども、384件という件数で住宅改修をされております。それ以上の……お話はちょっと変わりますと、多分小規模な工事ではなくて、比較的小金がかかるもうちょっと大きな工事、その際にこの住宅改修整備の費用がかかるというような形で考えています。こちらの限度額は30万円ですので、両方お使いになりますと50万円までという形になりますので、比較的介護保険制度の改修のものを使って済んでいる、例えば手すりとか、そういうものが多いのですけれども、そういうものでほぼ済んでいるのかなと。ただ件数が少ないというだけで、この制度を例えば見直しをするというのももちろん考えられるのですが、これは所得税の非課税の世帯にという比較的所得の方が対象になっている制度でございますので、その辺も考えて、今後この制度を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

吉澤委員 非課税世帯ということなのですけれども、世帯、その課税、非課税かということ、この間税金の関係で、今まで非課税だった世帯が課税世帯になったりとかということもあるので、そういった意味で少し対象を広げていただければ、もう少し利用率が上がるのかというふうに思うのですけれども、同じ欄の住宅アドバイザー事業も、これも今回1人で、前回もたしか平成20年度は4人だったのですけれども、こちらのほうは対象者とかはどういうふうになっているのか、ちょっと少ないので、残念だなと思うのですけれども、ちょっと状況を教えてください。

高齢者福祉課長 関連してのご質問だと思うのですが、住宅改修アドバイザー事業、今お話があったとおり平成20年度が4件で、平成21年度が1件、それからその前の平成19年度は21件ございました。そういう形で、年度によって大分差があるというのもございますので、ただあと比較的今は介護支援専門員、ケアマネジャー等のご相談の中で、住宅を改修する施工業者にもいろんな連絡等を通じて、また市民の方も理解が深まっている状態なのかなというふうに考えておりますので、推移はちょっと極端に差がございますので、この事業につきましても先ほどと同じように、少し推移を今後も見させていただきながら、継続をしていきたいというふうに考えております。

吉澤委員 ちなみに制度として、この住宅アドバイザーも同じ、例えば介護認定を受けている方に限られているのでしょうか。

高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

吉澤委員 では、例えば認定は受けていないけれども、年もとってきたので、ちょっと自宅を簡単な改修をしたいとかという場合は、利用できないのですか。

高齢者福祉課長 現在のところは利用はできません。

吉澤委員 これアドバイザーさんはどんな形だったかあれですけども、たしか業者さんとかにお願いしているのですか。そういう人からしても、年間1人だと寂しいのかなというふうに思いますし、できたら介護保険を利用しないで、簡単な家の中で手すりとかを直したいけれども、こういう制度も活用しながら、そういった自宅

の改修も検討したいなというような方もいらっしゃると思うので、この辺はもう少し対象者を拡大しても大丈夫なのかの思うのですけれども、どうでしょうか、その辺は。

高齢者福祉課長 制度の拡大というお話なのですが、その前にちょっと1点、このアドバイザーを委託しているところは社団法人の埼玉県建築士事務所協会入間第二支部のほうにお願いしております。

それで、今の制度の拡大ということなのですが、先ほどお話ししたとおり介護保険制度の住宅改修の関係も、両方の制度の関係もございますので、確かにその範囲の関係を見直すということになろうかと思いますが、その辺もあわせて、また今後の推移を見ながら研究を、申しわけないのですが、させていただきながら、その制度の拡大についても検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

金澤委員 老人福祉センター費についてお尋ねします。報告書の88ページです。

やまゆり荘についてですが、事務費がかなり減額されているのですが、その内容については事前にお聞きしたので、結構なのですが、実態としての数字をお聞きしたいのですが、やまゆり荘については大変非常に好評で、利用者もかなり安定しているとは思いますが、ちょっとやっぱり所沢市に近い関係もあって入間市以外の利用も多くて、入間市民からはなかなか使いづらいとか、カラオケの順番が回ってこないとか、そのような苦情というか、お話も聞くのです。そういう意味で、この実態についてお聞かせ

ください。

高齢者福祉課長 数字的に申し上げれば、昨年度が4万9,876名という利用者がございまして、その前の年度も同じような状態でございます。その前が4万9,917人ということになっておりまして、そのほとんどが個人の方が多いというのが現状でございまして、今お話がございましたように所沢市とか、それから狭山市、そちらのほうからもおいでになっている方がいるのですが、統計上は、平成21年度の数字ですけれども、個人の利用ですけれども、所沢市が6,027名、それから飯能市が588名、それから狭山市が1,363名、それ以外の市からおいでになっている方が104名、合計しまして4万6,447名という形になっております。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 済みません。ちょっとさっきお話しした数字と済みませんが、先ほど個人は4万6,262名というお話をしたかと思うのですが……済みません、先ほどは合計を言ってしまったみたいなので、申しわけございませんけれども、今お話ししたとおり平成21年度の個人の利用件数は、合計で4万6,447名という数字になっております。

〔何事か言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

高齢者福祉課長 申しわけございません。ちょっと減免の方を入れていなかったの、申しわけございませんでした。個人の減免の方が185名いらっしゃいますので、平成21年度につきましては4万6,447名ということになります。

委員長 内訳をどうぞ、地域別といただけますか。

高齢者福祉課長 先ほどお話しした数字、では済みません、もう一回お話しします。

個人利用人数は、所沢から申し上げますと、所沢が6,027名、それから飯能が588名、それから狭山市が1,363名、市外が104名、合わせますと4万6,447名……

〔(入間市は幾つ) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 済みません、入間は申し上げていない、入間が3万8,365名でございます。合わせまして、4万6,447名、申しわけございませんでした。ちょっと大事な入間市を入れていなかったの、申しわけございません。

以上でございます。

金澤委員 後期高齢者医療費の関係で、報告書の91ページになります。この療養給付費負担金が、かなり入間市としても今後きつくなってくるのかなという気はするのですが、ちょっと歳出との関係もあるのですけれども、この高額療養費の件数というのは、例えば1カ月で100万円とか500万円とかというケースもあるようです。そのような数字というのは押さえているでしょうか。

高齢者福祉課長 今のご質問の関係ですが、その件につきましては後期高齢者の広域連合のほうに、私のほうも必要というふうに考えておりましたので、問い合わせをしましてお話をしたところ、後期高齢でも、他市でも同じような要望があると、何とかその辺を検討はしたいというお話だったのですが、現在のところ、システムを変更してそういうデータを出さなくてはいけないということで、それに対する費用がかかるということもございまして、現在のところは申しわけないのですが、できませんという回答でございました。ただし、今後その辺についても十分検討していただいて、何とか市としても欲しいということは要望させていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

金澤委員 これについては、お金がかかるのがだめとは言えない、非常に難しい微妙な問題なのですが、ただ最終的には余りにも高額、1カ月に500万円とか、中には1,000万円というような報道もありますので、これらについては市町村レベル、広域レベルではなくて、もう国の負担というような形での要望が今後必要になっていくのかなというような思いがありますので、今資料の請求についてはご努力いただいているということですから、継続してお願いしたいというふうに思います。

以上です。

安道委員 報告書の89ページで、老人クラブ補助金についてですけれども、私のほうでの認識不足だったのかなというのがありまして、敬老会なのですけれども、敬老会はどこの地域でもみんな実施されて

いるもの思っていたのですけれども、この間お聞きしたならば、実施していないようなところもあるというふうなことで……

〔(違う……) と言う人あり〕

安道委員 でも、老人クラブ単位というか……

〔(違います) と言う人あり〕

安道委員 関連、ちょっと関連……

委員長 質問だけは、質問としてちょっと認めますので。

安道委員 関連している内容だと思うのです。かかわっていると思うので、それで敬老会が実施されているところといないところの地域というのは、どの程度になっているのでしょうか、実態。

委員長 もしお答えできましたら。

高齢者福祉課長 今のお話ですが、ちょっときょうは手元に資料がないので、申しわけないのですが、お答えできない。申しわけございません、ご了解ください。

安道委員 わかりました、じゃ結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。質疑ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、目4老人福祉センター費、目7老人保健費、目8介護保険費、目9居宅介護支援事業費、目10社会福祉基金費、目11後期高齢者医療費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務課及び学校教育課所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

まず、総務課所管のものについてお願いします。

教育総務部参事兼総務課長 教育費関係のうち教育総務部総務課所管の新規事業、または特筆すべき事業についてその概要を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。歳入決算事項別明細書38、39ページをお開きいただきたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節1小学校費補助金のうち、備考11の安全・安心な学校づくり交付金1億3,317万9,000円は、藤沢小学校及び宮寺小学校校舎耐震補強工事補助金として文部科学省から2分の1の補助率で受け入れたものでございます。

その下の12の学校情報通信技術環境整備事業補助金4,620万3,455円、同様に節2中学校費補助金、備考9の1,687万5,118円、節3幼稚園費補助金の備考2の14万243円は、電子黒板機能付きデジタルテレビ、校務用パソコン等の整備費用に対し、学校情報通信技術環境整備事業補助金として文部科学省から2分の1の補助率で受け入れたものでございます。

52、53ページをお開きいただきたいと思います。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節2小学校費補助金、備考3の小学校校舎耐震診断推進事業補助金308万円は、震災に強い

まちづくり事業補助金として黒須小学校校舎3棟及び東町小学校校舎1棟の耐震2次診断に要した費用に対する補助金で、下段の節3中学校費補助金161万円も同様に、西武中学校校舎1棟及び黒須中学校校舎1棟の耐震2次診断に要した費用に対する補助金を3分の1の補助率で埼玉県から受け入れたものでございます。

続いて、歳出について申し上げます。歳出決算事項別明細書176、177ページをお開きいただきたいと思います。なお、決算報告書については175ページからでございます。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費のうち修繕費2,273万4,038円は、小学校施設の修繕にかかった費用であり、本年度は427件の各種修繕工事等を実施いたしました。

その下段の諸工事費721万875円は、宮寺小学校防球ネット設置工事、藤沢小学校段差解消スロープ設置工事など14件の工事を実施した支出でございます。

大事業、学校情報通信技術環境整備事業9,240万6,930円は、地デジ放送完全移行等に対応するため電子黒板機能付きデジタルテレビを16校に配備するとともに、校務の軽減と効率化及び学習指導の充実等のため、全教職員に校務用パソコン406台を整備した費用でございます。

大事業、施設整備事業3億8,867万6,863円は、黒須小学校校舎耐震2次診断業務委託、東町小学校校舎耐震2次診断業務委託など17件の委託料と、藤沢小学校校舎及び宮寺小学校校舎耐震補強

等工事、仏子小学校屋内運動場外壁改修工事など38件の工事請負費の支出でございます。

その下の繰越明許費903万円は、扇小学校校舎耐震2次診断業務委託が建築基準法及び地震防災対策特別措置法の改正に伴い、各自治体の診断業務の発注が激増し、業務委託の発注が遅延したこと、また耐震判定委員会の案件が集中したことにより、平成20年度から平成21年度に繰り越し措置を行い、当年度に支出したものでございます。

また、下段の事故繰越1,296万7,500円は、仏子小学校校舎及び新久小学校校舎耐震2次診断業務委託で、同様の理由により繰り越し措置を行い当年度に支出したものでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費のうち修繕費1,517万8,885円は、中学校施設の修繕にかかった費用であり、本年度は295件の各種修繕工事等を実施いたしました。

その下段の諸工事費273万7,875円は、東金子中学校北側通用門舗装改修工事、上藤沢中学校校庭スロープ舗装改修工事など9件の工事を実施した支出でございます。

178、179ページをお開きいただきたいと思います。大事業、学校情報通信技術環境整備事業3,375万255円は、小学校費と同様に地デジ放送完全移行等に対応するため電子黒板機能付きデジタルテレビを11校に配備するとともに、校務の軽減と効率化及び学習指導の充実等のため、全教職員に校務用パソコン260台を整備し

た費用でございます。

下段の大事業、施設整備事業5,838万2,971円は、黒須中学校校舎耐震2次診断及びエレベーター実施設計業務委託、向原中学校校舎耐震補強等工事实施設計業務委託など7件の委託料と、豊岡中学校本校舎屋上防水改修工事、東町中学校通級指導室整備工事など22件の工事請負費の支出でございます。

また、その下段の繰越明許675万3,600円は、向原中学校校舎耐震2次診断業務委託546万円及び金子中学校校舎耐震補強等工事实施設計業務委託129万3,600円で、建築基準法及び地震防災対策特別措置法の改正に伴い各自治体の診断業務の発注が激増し、業務委託の発注が遅延したこと、また耐震判定委員会の案件が集中したことにより平成20年度から平成21年度に繰り越し措置を行い、当年度に支出したものでございます。なお、金子中学校校舎耐震補強等工事实施設計業務委託については、調査途中においてコンクリート強度不足が明確となり、改築へと計画の変更をせざるを得なくなりましたので、これまでの業務委託出来高により変更契約を行い、129万3,600円を支出したものでございます。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園費、中段の大事業、学校情報通信技術環境整備事業28万486円は、小中学校費と同様地デジ放送完全移行等に対応するため教育用デジタルテレビ1台を購入した費用でございます。

最後に、学校施設の耐震化に関しましては、当年度藤沢小学校校舎1棟及び宮寺小学校校舎2棟が完成したことによって、平成

22年4月1日現在では全棟93棟のうち51棟、率にして54.8パーセントが新耐震基準の建物及び耐震化された建物となりました。

以上が教育総務部総務課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 続いて、学校教育課所管のものについてお願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 引き続きまして、学校教育課所管の新規事業または特筆すべき事業について、その概要を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。歳入決算事項別明細書38、39ページをお開き願いたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節3幼稚園費補助金、1幼稚園就園奨励費補助金3,389万9,000円は、幼稚園の入園料及び授業料を減免した場合、所得の状況に応じて補助金の交付等をする事業に対して国の予算の範囲で補助を受けたものです。

続いて、歳入決算事項別明細書54、55ページをお開きいただきたいと思います。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節4教育総務費補助金、4 いじめ・不登校対策充実事業補助金879万4,000円は、各中学校に配置しているさわやか相談員に対する補助金で、相談員11名の合計賃金から3分の2を補助として受けております。

続いて、次のページをお開きいただき、56、57ページ下段から58、59の上段にある9教育費委託金、1教育総務費委託金にある4つの委託事業、これにつきましてはすべて埼玉県からの委託事

業となっております、市の持ち出しのない10分の10すべてが県負担となっている事業となります。このうち、59ページの20小学校理科支援員等配置事業委託金155万円は、新規で小学校10校に6人の支援員を配置したものでありまして、内容としましては小学校5、6年生の理科の授業において外部人材を活用し、観察、実験活動などの支援をするために配置したものです。事業効果としては、子供たちの理科に対する学習内容の理解や興味、関心が高められ、また理科好きの児童の育成につながり、また教育指導におきましても大変役立ったものと感じております。

続いて、歳出について申し上げます。歳出決算事項別明細書172、173ページをお開きいただきたいと思います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、教育支援事業、学校教育支援事業9,261万9,312円は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、個に応じた指導で確かな学力の定着を図るために臨時職員を配置しました。主な事業としては、小学校に各1名、中学校には4名、計20名の教科指導員を配置し、子供たち一人一人に学習の基礎基本を身につけさせる支援を行いました。また、さまざまな悩みを抱える生徒に対して気軽に相談に応じられるよう、中学校には各1名、計11名のさわやか相談員を配置いたしました。さらに、肢体不自由や発達障害、特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対しては、個々の子供たちに応じ効果的な支援ができるよう介助員や発達障害支援員を配置いたしました。

次に、英語指導助手関係費4,094万2,713円ではありますが、この

事業は中学校においては英語の授業、小学校においては総合的な学習の時間等における英語活動の指導の補助教員として派遣した英語指導助手に関する委託料となります。配置については、中学校は各校1名、小学校は全体で1名の計12名のAETを配置いたしました。

続いて、次のページとなります。174、175ページの目3教育研究所費、大事業、不登校対策事業109万2,752円は総合的な不登校対策事業で、前年度より継続実施の問題を抱える子供等の自立支援事業となります。不登校児童生徒の対応につきましては、教育研究所内にあるひばり教室、また各中学校に設置しているさわやか相談室などの充実がありますが、この事業では不登校を考える講演会や不登校担当者研修会を開催、大学生ボランティアの活用、不登校児童生徒の宿泊体験学習など、県の委託事業により総合的な不登校対策事業として実施することによりまして、不登校の未然防止や不登校児童生徒の学校復帰を図ってまいりました。

続いて、決算書176、177ページ、ごらんいただければと思います。項2小学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及準要保護児童生徒援助費5,171万2,907円ですが、就学が困難と認められる児童880人に給食費、学用品等の援助を行いました。同様に、決算書178、179ページの項3中学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及準要保護児童生徒援助費4,501万8,442円ですが、生徒486人に援助を行いました。

続いて、同ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費、大事業、私

立幼稚園就園奨励費補助事業の1億3,287万7,300円は、国庫補助を受け保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するもので、1,523名が交付の対象となりました。

続きまして、決算書180、181ページの私立幼稚園安全・安心運営支援事業であります。これは、新型インフルエンザの流行状況にかんがみ、地場産業を生かした取り組みとして市内の私立幼稚園の新型インフルエンザ対策として、園児に緑茶を使ったうがいを奨励するため、希望により狭山茶を配付したものです。なお、同内容の事業は市内の小中全校におきまして、すべての児童生徒に対し新型インフルエンザ対策として緑茶、粉末の狭山茶でございますが、これを使ったうがいの事業を展開しております。これらの事業により、幼稚園の園児、小中学校の児童生徒に対してうがいの習慣化と地場産業への理解が図られたものと認識しております。

以上が学校教育課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより総務課及び学校教育課の所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款20諸収入について質疑を願います。

野口委員　委員長に許可お願いしたのですけれども、これに載っていない自校給食の収納における学校経営運営に対する影響ということで

関連してお聞きしたいのですけれども、よろしいですか。

委員長 はい、認めます。

野口委員 きのうちも、きょうだったかな、山本委員から公的会計でない問題点を指摘されて、もっともだと思うので、要は学校で運営しているということで、学校で回しているということで、未納とか収納対策で学校の運営、特に教師の負担になっていないかということ案じているわけです。ですから、正確でなくても大体の未納の状況と、この収納業務がどのようにされているのか、結果として学校運営、もしくは教師個人の負担になっていないかという、あわせて関連ですから、ちょっとお願いできたらということで。

教育総務部参事兼学校教育課長 ただいま主に小学校、それから中学校1校ということになるかと思いますが、これ委員さんもおっしゃってましたとおり私会計ということで、学校、そして保護者の代表の方が監査という形で入っております事業といたしましうか、そういう形でございますので、こちらから課として個々の学校の未納状況等について、その数値を特段把握しているところではないわけなのですけれども、ただ年度当初、必ず各学校の管理運営的な面での訪問を行っております。そういう中で、その状況等についてお聞きし、また収納対策、こういうことについても聞いているところでございます。各学校では、担任の先生とか、そういうところに負担がかかってしまうということを非常に恐れるわけではあります、それについては県費の事務職員、それから公金を扱っておりますので、それと管理職、こういうものが交代とい

うのですか、それぞれの場合に応じてお願いに上がっている。まず最初は、通知でお願いしているわけですがけれども、それでなかなか、いろんな都合もございませぬので、場合によっては臨宅をさせていただいて、説明し、お願いに上がっているという状況でございませぬ。

以上です。

野口委員 状況わかりましたので、はい。

委員長 ほかに質疑をよろしくお願ひします、歳入について。歳入についてありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費、項6保健体育費、目3学校保健費についての質疑を願ひます。

横田委員 事項別明細書の172ページ、報告書の174ページ、173から174です。遊びと学びの手引きの試作版を作成したということなのですけれども、その内容をちょっと詳しく教えていただければと思ひます。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 主にこちらは、小学校入学の前後6カ月間にかかわる内容を扱っています。大きくは、幼児期、幼稚園、保育所、保育園等に行っているお子さんに関しましては、4つの内容を入れてあります。遊び、それから歌、

それからあと生活に関すること等のものです。こちらは、1年間保育、あるいは3年間保育をやっているわけですが、その最後のまとめとして、こんなことは、トイレの扱いは大丈夫ですかとか、あるいは返事の仕方はどうですか、いすの座り方はどうですかといった、今までの保育の中でのまとめの内容を確認するという意味で入れてあります。小学校入学の4月、5月に当たりましては、義務教育を支える9年間の初めということで、学習内容よりは、むしろ学校生活の基礎となる部分、まずあいさつですとか、それから持ち物の整理整頓、それから学校のトイレの使い方等のことについて、大体1日1つぐらい扱えるような内容でおさめてあります。

以上です。

横田委員 試行したのですよね。それで、その評価というか、その辺どうだったのかと思ひまして。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） こちらのほうは、実施したところでアンケートをとりました。主に学校のほうから返ってきたところは、その内容が幼稚園、保育所、保育園でやっているものと、小学校でやるものが1冊になっていますので、その前段階の様子がよくわかって、さらに小学校での指導ということの一貫した流れがわかったということがありました。

それから、一方下のほうにつきましてはその逆で、これから小学校について何を学ぶかということの見通しが持てたので、改めて確認の意味で、それを利用することができたということが主

な感想等挙がっています。

以上です。

横田委員 多分47カ所とかの施設で対象、やったかなと思うのですけれども、これ全面的に、全部実施するというのはいつからなのでしょうか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 実際は、本年度実施ということになっていまして、昨年度は試行という形でしたので、一応各施設にはお配りしました。各施設等の実態に応じて活用くださいということをお願いしましたので、必ずしも全部が試行したわけではありません。今年度は本格実施ということで、本年度の4月からに限りましては、各小学校のほうは4月からですので、対象になるのですけれども、こちらのほうでは一応一部活用したですとか、かなり活用したとかという差はありますけれども、そんなところで試行はしております。ですから、今年度となりますと小学校が対象となりまして、あと12月からが幼稚園、保育所、保育園の対象になります。

以上です。

横田委員 あと育ちの記録シート、これをこれから始めるということなのですけれども、実際いつからこれはやるのかなと思ひまして。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） これ今何度か検討している最中で、ようやく完成に近づいていける状況になっています。それで、一応見通しとしましては、2月に小学校の入学説明会が一斉に行われますので、遅くともそのあたりに配付しよう

かなというふうな計画であります。

以上です。

横田委員 もう一点、事項別明細書の177になると思うのですが、報告書でも176から177で、校内LAN、小学校が16校中の8校で、中学校が全校ですか、設置したということなのですが、これ実際にというか、具体的にというか、確かに校内LANはやって、データベースを共有するというのはいいこと、いいのですが、ではどのような使い方をしているのかなというのをお聞かせいただければと思うのですが。

教育総務部参事兼総務課長 水村主幹のほうで答弁させていただきたいと思えます。

総務課主幹 校内LANについては、基本的に学校のパソコン室、子供たちがいるコンピュータ室の入れかえに伴って、一緒にLANのほうを整備するような形にしております。ですから、中学のほうが一応全部で、小学については順次、リースで行っていますから、6年を経てやっていますので、順次やっていくような形で、あと2年ぐらいで一応100パーセントなる予定です。

内容的には、当然特別教室とか校長先生の部屋、あと職員室等はLANは入っているのですが、普通教室についてはまだ未整備の部分がありまして、普通教室でも、国のほうの指針でもパソコンを使った授業を展開してほしいということで、そちらでも使えるような形で、LANのほうの整備を進めているような形になっております。というふうな形で、一応LANの整備については、

主に普通教室を使えるような形でやるためのLAN整備という形です。

横田委員 では、今までパソコンはあったわけで、それを単体であったやつをLANでつなげたということで、実際何かやることが変わるというわけではないということでしょうか。

総務課主幹 パソコンについては、一応コンピュータ室の子供のパソコンは整備済みで、教職員のは説明しましたように、ここでパソコンが入っているのですが、子供たちのパソコンについては、なかなかまだ各教室で移動的にできるようなパソコンというのは、今整備されているような状況ではないのです。まず、LANのほうを整備して、これから計画的に入れていくような形になっておりますので、一応子供のパソコン室、それから教職員、それに続いてそちらのような形に、国の指針に基づいて順次整備していくような形になっております。

以上です。

横田委員 では、先ほどお聞きしたので、あと2年ぐらいで大体全部入ると、残りの8校も入る、そういう形になるということですか。

〔(はい) と言う人あり〕

横田委員 はい、わかりました。

安道委員 報告書の172ページになります。各教科指導員ということで、市内では各校小学校に1名ずつ、中学校には4校というふうなことで、計20人配置して頑張っていたというふうなことで、これについては継続してやっていると。中学校につい

ては、さらに拡大の方向で努力するというふうなことが前年もあったかと思うのですが、この点はこういった検討がされたのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 私どもとしますと、今後、小学校は全部配置いただきましたので、中学校にも1名ずつの教科指導員の配置をしていくことが望ましいというふうに考えてございまして、それについては私どもも努力していきたいということで、実際そのような形で今後につきましても検討し、また要望していきたいというふうに考えているところでございます。

安道委員 それから、先ほど理科の補助というふうなことで、県の補助のようでしたけれども、6人配置したと。これについては、引き続き継続していける事業になったのでしたっけ、これはどうなっているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 昨年度10校配置なわけなのですけれども、今年度も縮小ではございますが、引き続き配置しておるところでございます。

以上です。

安道委員 あと、発達障害等々で支援が必要なところについては、支援員さん、補助員さんをとというふうなことで、資料でも示していただいて、各学校での発達障害と思われる児童数など、資料では26番になっているのですけれども、出していただいていますけれども、ここでいくとやっぱり学校で随分違いがあるように見受けられます。こういった、人数だけではなくて、症状もあるかとは思うの

ですけれども、必要に応じてこの補助員さんですとか、介助員さんというのは配置されている状況でしょうか、現状お聞かせください。

教育総務部参事兼学校教育課長 主に介助員さんにつきましては、これについては身体的な障害等を初め、そういう障害をお持ちのお子さんが通常学級にいるときに、そこに配置してございますので、これはもう各学校からの要望、また保護者の要望も踏まえまして配置できているところでございます。

それから、発達障害の支援員につきましては、これは以前はもっともっと各学校からの要望があったのですが、最近では私どもの教育委員会としての取り組み等もありまして、発達障害の心配があるかなというお子さんも含めまして、そういう子供に対しての指導の仕方、対応の仕方、また教育の仕方というのを各学校の教職員が大変勉強してきておりまして、今までのような指導から、そういうお子さん一人一人の障害状況等に応じた指導方法、また指導技術、また指導体制、こういうものが出てきたところもございまして、以前ほど要望というのは、強い要望というのでしょうか、そういうのがだんだんなくなってきているかなというふうに思います。現在は、今現在配置している数で、学校からの要望というのは特に今のところ出てきていない状況でございます。

安道委員 そうしますと、現在は特に配置はしていないという状況、現状にあるということよろしいのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 増員という意味でのものは、今のところ

要望は来ておりません。ただ、学校からすれば、人手が一人でもあればいいというのは現実かというふうに思いますが、この辺は各学校の中で対応して、また工夫、努力をいただいている、その成果でもあるかなというふうに考えております。

安道委員 この間宮寺小学校の授業を見せていただきまして、電子黒板の授業と、それから……

〔(話変わるんですか) と言う人あり〕

安道委員 いえ、継続しています。

委員長 関連していますか。

安道委員 はい、関連しているのですけれども。

委員長 はい、わかりました。どうぞ続けてください。

安道委員 2年の学年でしたでしょうか、子供たちは24人だったかなというふうに、2クラスで。見たわけなのですけれども、ああいうふうに24人ぐらいで子供たちが、あれはチームティーチング、まさにこの内容だと思うのです。チームティーチングで、片方で先生がノートを見てあげながらの風景だったわけで、すごく落ちついていて、子供たちも集中してやっているのかなというふうに見受けましたけれども、あのぐらいの人数だと本当に落ちついて、一人一人にちゃんとチェックしてやっていけるなというふうに関心して見てきました。実態としては、ああいうふうに30人学級になっている実態というのは、もう随分出てきているのが状況かなと思って、資料をいただいたのを見ましても、見てわけなのです。だから、環境としては随分整ってきているなど。その反面、数字

で見ても40人ぎりぎりの実態が、同時にやっぱり入間市内には見受けられるというふうなことで、まだまだそういった点では環境に随分、学習環境に差があるのも実態だなというふうなことも同時に感じているところなのですけれども、このクラスの問題なのですが、30人学級については……

〔(議事進行いいですか。人がやっているときに、やっぱり不穏当な不規則発言については委員長しっかりと注意してください) という人あり〕

委員長　　ご静粛に願います。

安道委員　　そうなのです。そのたびにかえって割かれて時間がもったいな
いと思います。

国の動向として、30人学級の実施というふうな動きについては、
どのようになっていますでしょうか、ぜひお聞きしたいのですが。

教育総務部参事兼学校教育課長　　予算請求の段階、概算要求の段階で、来
年度から、今現在実施、埼玉県では小学校低学年については35人
ということで独自にやっているわけですが、これが、現在
埼玉県で行っているものが、制度としてやっていこうというこ
とが概算要求の段階で出ておりまして、順次それを拡大していく
という方向であるということは、報道または文科省等の資料等で
把握しているところでございます。

委員長　　安道委員、決算審査の目的に合った質問に絞ってください。

安道委員　　授業も見させていただいて、ティームティーチングもあったの

で、そのようなところからなのですけれども、そうしますと県では、それについてさらに国が進めるということになると、県はそれに上乘せする形で進めるというふうな、県の方向性というのは特には動きはないのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 県の方針等については、まだ私どものほうには聞いておりません。

以上です。

〔(ちょっとよろしいですか。もっと質問内容をはっきりしてから質問しないと、聞いているほうは何についての質問かわからないんで、その点は要望します。つまりはっきりそういった方向性を定めて質問しないと、今指導員のことについて継続しますといいながら、そういうので、聞いているほうは混乱するわけです。ですから、やはりそこは協力していただいて、はっきり質問内容をしてからやらないと、それはみんなで聞いていることですから、お願いします) という人あり〕

委員長 ご静粛に願います。質問に絞ってください。

金澤委員 まず、報告書の172ページで、先ほどのに関連しているのです

けれども、資料26に沿って発達障害児と思われる児童生徒数について、この発達障害児童生徒支援員、または介助員のそれぞれの配置の人数を教えてください、この表に従って。実態を教えてください。

教育総務部参事兼学校教育課長 それでは、昨年度の発達障害支援員さんの配置の状況についてお話し申し上げます。豊岡小学校1名、扇小学校1名、東金子小学校1名、金子小学校1名、藤沢小学校1名、藤沢南小学校1名、藤沢東小学校1名、藤沢北小学校1名、失礼いたしました、藤沢小学校は2名でございました。

〔(藤小が2名)と言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 はい。それから、東町中学校、ごめんなさい……済みません。再度ご説明……

委員長 もう一度お願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 申しわけございません。

豊岡小学校2名、扇小学校は1名、東金子小学校1名、金子小学校1名、藤沢小学校が3名、藤沢南小学校1名、藤沢東小学校1名、藤沢北小学校1名、そして東町中学校が1名でございます。

金澤委員 今実態を具体的にお聞きしたのですが、ちょっと発達障害児と思われる児童生徒数、その症状によって差があるのは事実なのですが、例えば西武小は10名の児童がいるのにゼロで、藤沢東小学校はゼロなのに1名というのが理解できないのですが、全部について説明は結構なのですけれども、ちょっとそこいらに差があるものについてどのような形なのか、例えば仏子小学校も9名うた

われているけれども、ゼロですよ、高倉も同じ。そこらについてちょっとご説明、もう一度お願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 これは、各学校の校長を初め、発達障害の疑い、あるいはそういう症状があるかなと、そういう子供たちと、それから発達障害ではないかもしれないのだけれども、非常に行動にいろいろ個別な対応が必要な子だろうなというものもございまして、一概にこれが発達障害かどうかということで、なかなか配置できないところがございます。

それから、発達障害という診断があったとしても、このお子さんに特別に支援員をつける必要はないというふうに判断している学校もございまして、またそれは教職員の中で十分対応できる部分であるというふうに判断している学校もございまして、この人数が即支援員の数に反映するということではないということでご理解いただければと思います。

金澤委員 当然発達障害といっても本当に範囲が広くて、それはおっしゃることはわかるのですが、では具体的に一つだけ、藤沢東小学校は疑いがゼロなのに、1名張りついているのは何ですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 これは学校のほうの、あるいはこちらから行ったときの確認等での数になってくるのですけれども、そういう発達障害としての……よく発達障害とってしまっているかどうか、そこが難しいということではあったのですけれども、行動面では大変落ちつきがなかったり、個別対応で一つ一つわからせていかないとなかなか落ちついた学習ができないし、また学

級の他の子供たちの学習活動に影響が出てしまうという判断から、学校長のほうからも要請がありまして、またこちらからも確認に行きまして、これは発達障害の影響もあるかもしれないということで配置をさせていただいた中身でございます。

金澤委員 私、配置ゼロなり、1配置することがだめと言っているのではないのです。結局何が言いたいかといいますと、入間市が子ども未来室含めて発達障害の、いわゆる認知率とか発見率が他市に比べて低いということで、一部評価している向きはあるのですが、私自身は実態として少ないのではなくて、まだまだ発見率、認知率に対する努力が足りないのではないかという判断もあるのではないかと。そのような意味で、藤沢東小学校をゼロと見て、実際にふだん行ってみて、運動会等を見て心配だなという子はいるわけです。なぜ、ではゼロになっているのか、私はそこが問題ではないかなという意味で、学校教育課としても心配のおそれがあるから配置したわけで、そういうところが実際には報告書は疑いはゼロになっていると。そこについて、なぜでは問題視とか危機感がないのか、そこがわからないわけです。その点についてもう一度ご認識をお伺いいたします。

教育総務部参事兼学校教育課長 まさに委員さんおっしゃるとおりでございまして、また今年度の一定時点で調査しておりますので、かなりというか、何人かふえた、増加して数字が上がっております。この時点も、この調査時点がこれでございます、その後というのはまた変わってくる可能性もございます。これは、その調査の

時点の数字ではあるわけなのです。それで、ゼロになってしまっているというところはありません。

〔何事か言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 5月の時点の数字でございます。

〔(昨年度ですか) と言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 昨年度です。平成21年5月の数字で、ここには統計を出したものでございます。

金澤委員 確認ですけれども、ではこの張りつけた発達障害児童生徒支援員を張りつけた日付が5月以降であるならば、理屈が合うということなのですから、そういうことでの理解でよろしいですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。

永澤委員 関連してなのですから、以前私も一般質問させていただいたのですが、発達障害児童生徒支援員さんの研修というのは今どのような状況になっているか、ちょっとお聞かせください。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） こちらのほうは、発達障害に関しましては管理職を初め教諭、それから発達支援員さんのところで計画を立てて、それに基づいて主に夏休み、子供たちが学校に来ない日を中心に研修を行ってきています。完全に支援員さんたちだけで研修する日と、それから普通の先生たちと一緒に参加することが可能な場合、参加してもいいというふうな形で、一応複数回参加できるような形にしてあります。

以上です。

永澤委員 では、以前私ちょっと申し上げたのが、介助員さんと違って発

発達障害支援員さんがどうしても続かない、介助員さんの場合は介助をすることできちっとコミュニケーションがとれるけれども、発達障害支援員さんは、その生徒、児童となかなか意思の疎通ができなかったりするのです、びっくりしてやめてしまうケースが、結構続かないケースがあるということをお聞きしたのです。それに対して今の状況で、きちっと発達障害支援員さん採用されて、その後継続はされていますか。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校教育課の齋木主幹よりお答えさせます。

学校教育課主幹 ご質問どおり、最近になりまして継続する傾向にございます。3年前は、結構やめた方もいらっしゃったのですけれども、そういった研修とかいろんな効果がございまして、最近では定着率が上がったと思います。

以上です。

永澤委員 今のにちょっと関連してなのですが、次のページの174ページの子ども未来室の関係なのですが、講演会を教職員、保育園の方に行ったということで15万円、これどなたが講師となって来られたのか、ちょっと内容等教えていただけますでしょうか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） この講演会は、いろいろな形、いろいろな内容で行いました。今講師のお名前ということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） まず、お一人目が白梅学園大学大学院の無藤隆先生には、遊びと学びの手引きの関係、あるいは幼保小の連携ということでご講演をいただいております。これ2回です。それから、もう一人は高山恵子先生、これも2回です。NPO法人えじそんくらぶ代表の高山恵子先生には、巡回支援を今年度実施に向けてということで、巡回支援の意義ですとか目的、効果について幼稚園、保育士、教諭等を対象にお話をいただきました。

以上です。

永澤委員 1点だけ。今年度に向けて、保護者への例えばそういう周知的な講演会とか、そういうのを持つ、今後でも構わないのですが、持つ予定というのはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 現在のところは、保護者という形では計画はしておりません。今後そのように必要な場合、また計画を新たに立てていくようには考える必要もあるかとは思いますが。

金澤委員 報告書の182ページの小学校要保護及準要保護児童生徒援助費と、同じく関連してですが、中学校についても同様なのですが、入学準備一時金、これについては再三いろいろと要望も出させていただいているのですが、平成21年度の支給時期ですか、入学準備一時金の支給時期はどうなっていたでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 平成21年度につきましては、6月に支給したところでございます。

金澤委員 平成22年、平成23年、来年以降の、今後の予定についてお知らせください。

教育総務部参事兼学校教育課長 今年度、平成22年度の支給につきまして昨年度同様6月だったわけですがけれども、そして平成23年度からにつきましては、年度内支給という形で制度を改正して、少しでも準備を楽にできるようにというふうに考えているところでございます。

金澤委員 一部の方ではありますけれども、本当に生きたお金の使い方になりますので、十分な検討をお願いしたいと思います。

安道委員 同じく今のに関連してですがけれども、要保護、準要保護のほうですがけれども、毎年この申請件数が増加して、小中学校ともに増加傾向にあるというふうなことは、いただいた資料でも見られるのですがけれども、同時に却下の件数もふえているということで、平成21年度は申請件数が981件で却下が61件、これ小学校、中学校は537件申請で却下が26件と、却下も一気にふえているのです。この却下の理由は、こういった内容なのでしょう。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校教育課の長谷川主幹から回答させます。

学校教育課主幹 却下の基準がございまして、所得の状況によりまして、その一定の基準に基づきまして却下という結果でございます。

安道委員 そうしますと、基準でというふうなことになるのですね。それで、この間ですがけれども、就学援助制度については国のほうで若干の制度の充実などというのはなかったのでしょうか。もし変更等

あつたら教えていただきのですけれども、拡充などあつたら。

学校教育課主幹 国のほうの制度改正がございました。たしかクラブ活動費ですとか、PTA会費等を支給の対象の費目に加えるような改正がございました。ただ、入間市のほうとしては近隣の状況等を見て、まだその部分については検討中でございます。

安道委員 そうしますと、今後は国のほうではそういった方向で出てきているということですから、当然入間市としても、より支援していくという方向で検討しているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

学校教育課主幹 近隣の動向等も、均衡を図りながら検討していきたいというふうに思っています。

金澤委員 現地調査の結果で、デジタルテレビとAETですか、見させていただいた結果を踏まえて、ちょっとお尋ねしたいのですが、まず基本的なことをお聞きしたいのですが、今回見させていただいた宮寺小学校におけるAETさんの授業力というか、指導力というか、コミュニケーション力を含めて、入間市が契約しているAETさんはどの当たりのレベルにいらっしゃる方だとお考えですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校教育課の早川主幹より回答させます。

学校教育課主幹 中レベル以上のものだというふうに考えております。

以上です。

金澤委員 ちょっとこれ以上、その方の能力とかを見させていただいた結

果、いろんな思いはあるのですが、ここではちょっと差し控えさせていただきますと思うのですが、わかりました。

それで、あとデジタルテレビについてなのですが、ちょっと実務上、例えば窓際に向かって立てて使われていますよね。そうすると映り込み、光が映り込んで、我々黒板に向かって右側の生徒からは、反射して余り見えていなかった、私から見えていないのです。本来であれば、例えば今まではテレビなんかも廊下側に向かって、つまり光が映り込まないような方向で設置されていますよね、そもそもその使い方からして、ちょっと工夫がない、わかっていないなという気がしました。それとあわせて、あの内容ではデジタルテレビを使う意味がもうないなという率直な感想ですけども、そのような意味で、あのデジタルテレビの使い方とか、あとソフトについて横の連携、そういうものがされているのか、またどのようなソフトの選定方法になっているのか、あくまでも1回短時間見ただけですから、早急な、拙速な判断はいけないのかもしれませんが、どうでしょう、いかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 専用ソフトというものにつきましては、現在英語用でござんいただいた、ああいうものしか今のところはございません。ああいう何かやると声が出るとかという、そういうものについては、そのほかにもまだ開発中のものはあるというふうに聞いております。

現在のところは、画面が大きいモニターになっておりますので、DVD等を使った視聴というか、資料としてのもの、こういうの

が今のところは中心のところでございます。これからあれをどう使おうかというのが、国としてもいろいろな資料、例を含んだ資料等もつくられて、配付されてきておりますので、そういうのを参考にしながら、なお一層活用していくように、我々自身も情報提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

金澤委員 確かにあくまでも過渡期ということで、それは十分承知した上でお話ししたいのですけれども、例えばあくまでも、あれでは使っている意味ないなと、本当に率直な意見を持ったのです。多分行かれた方は、ほとんどそう思ったのではないか、それはいいのですけれども、私そういう展示会に行ってみさせてもらったときに、そういうソフトの。例えば子供たちがDSを持って、DSありますよね、ゲーム端末。あれを持って、あれ赤外線で飛ぶのです。それで、問題を出してそれで答えると、その答えがテレビでやっているクイズ番組のように、回答がどんどん、どんどん出ていくとか、そのような形で、子供が本当に競って楽しんで参加している電子黒板の使い方なども報告されていたのです。私は、確かにゲーム、そのゲーム機の使い方、学校に持ち込むことがいいか悪いかは別にしても、もっと子供たちが、本当にせっかく情報機器を使って、積極的に楽しんで使うという、そういう工夫を今後していただきたいというふうに思います。これは要望にとどめさせていただきます。

以上です。

安道委員 学力テストについてなのですけども、これは国の事業ですの
で、しかし平成21年度は各学校で実施されたわけですよ。平成21年
度で3回目でしたっけ、になるわけですよ。指導に生かすとい
うふうなことで進められてきたわけですけども、実態として回
答が戻ってくるのは2学期になってということだったと思います
けれども、去年もやっぱりそういった状況だったのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。

安道委員 そうしますと、実態として指導に生かすといっても、なかなか
生きたものにはなっていないだろうというのが現場の実態だろう
と思うのです。ここで見直しがあって、政権交代もあって見直し
があって、ことしは抽出というふうな形になって、入間は抽出を
選択した。私は、それは一定よかったとは思っているのですけれ
ども、やっぱり実施してみて、これは効果がない、それこそ生き
たお金になっていないな、子供たちのために生かされている使わ
れ方というふうなことを考えた場合に、やっぱり市からも声を上
げていく、もう政権も交代したし、そういった声も一定程度反映で
きるような状況もあるのではないかと思うのですが、市としては
生かしていくというふうな形ですから、なかなかあれですけど
も、やっぱり現場からは、もう要りませんという声はないのです
か、実態として。現状をお聞かせください。

教育総務部参事兼学校教育課長 それについては、さまざまなお意見を
いただいているところではございます。

安道委員 といいますのも、去年は新型インフルエンザが猛威を振るって

流行して、子供たちが学級閉鎖だ学校閉鎖だというふうな状況になって、本当に最後になって時間確保が大変だったのではないかと、授業時間の確保が。こういうふうな、1時間にしろ2時間にしろ削られるということは、やっぱり後になって響くわけですよ、時間の確保という点では。本当にそういった点では、今回指導要領もまた変わっていくというふうなことになってきたときに、こういったことは改めて検討課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校のそれぞれの教育活動については、必ず教育活動の結果、効果等についての評価が必要でありまして、それは今までもさまざまな形でやられてきたわけでございます。特に公立の小学校等につきましては、他の学校と比較してとか、他地域と比べてとかというのはなかなかない機会ではございましたので、そういう意味では各学校とも自分たちが一生懸命手をかけて育ててきた子供が、ペーパーテストというところではございますけれども、そういう一部の学力の一側面ではありますが、一側面ではあったとしても、それをかなりPISA等の問題傾向等を踏まえた中身になっておりますので、どの程度子供たちがそれを身につけてきたかということについて、校内はもちろんなのですけれども、比較という面を持ちながら、同じ年齢の子供たちでするので、そういう面を持って自分たちがやってきた教育活動の成果を図ると。またそれを、ではどこにいいところがあり、またどこに不足があったのかということデータを基づいて把握する上

では、これは役に立ったというふうに考えております。

また、国の動向等もございますが、しかしそういう客観的な目で見るとは非常に重要であるというふうにはとらえているところでございます。

以上です。

吉澤委員 報告書207ページに、関連してということになるかと思うのですが、学校保健費で新型インフルエンザの対策などが書いてあるのですけれども、実際に昨年度、新型インフルエンザで学校閉鎖、学級閉鎖になったようなケース、校数とか級数とか、あるいは最長でどのくらいとか、わかればお願いいたします。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校教育課の長谷川主幹のほうから申し上げます。

学校教育課主幹 学級閉鎖という言葉が一般的なのですが、種別には学校閉鎖、それから学年閉鎖、それから学級閉鎖と、3つ大きく分かれてございます。まず学校閉鎖ですが、これは1校でございます。小学校でした。それから、学年閉鎖でございますが、小学校26、これは累計です。それから、中学校が17学年です。それから、学級閉鎖が小学校が225、それから中学校で92学級でございました。

以上です。

吉澤委員 長い期間で、どのくらい学級閉鎖なり学校閉鎖が行われたのか、状況を。

学校教育課主幹 基本的には、数日間が基本でございます。長くても数日

間、土日等を挟んでであると例えば5日間ですとか、それぐらいが通常の学級閉鎖でございました。

吉澤委員 数日間ということなので、長期間ではないということなのですが、最終的に必要な学習時間というのは、影響はなかったということで大丈夫でしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 ゼロかといいますと、これは決してそういうわけではなかったわけですが、小学校につきましては、ある程度の余裕を持ちながらの授業時数はあったところがございますので、指導すべき内容については、どこの学校についても年度内に指導できたというふうに報告を受けております。

委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費、項6保健体育費、目3学校保健費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時03分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習課及び体育課の所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

まず、生涯学習課所管のものについてお願いいたします。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 生涯学習課所管の決算概要について説明をいたします。

まず、歳入につきましては、新たに交付を受けたものについてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書52から53ページ、款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節1社会教育費補助金、細説17子どもたちを地域で育む事業補助金72万円につきましては、未来を担う青少年の育成を図るため、青少年の生きる力や豊かな心をはぐくむ事業として、青少年の船運営費に対して県からの単年度の補助金交付を受けたものです。

次に、74ページから75ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、細説59財団法人市町村振興協会市町村振興事業助成金142万5,000円につきましては、財団法人埼玉県市町村振興協会が行うサマージャンボ宝くじ交付金を財源とする市町村振興事業助成金を活用し、児童センタープラネタリウム番組投影事業に対し、同協会からの単年度の助成金交付を受けたものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。歳出決算事項別明細書180ページから183ページにかけて、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費につきましてご説明いたします。最初に、180ページから181ページの大事業、社会教育振興費、中事業、青少年の船運営費242万8,541円につきましては、市内の中学2年生19人を研修生として洋上での研修、現地北

海道での農業体験や苫小牧市の中学生との交流会などの体験研修を行い、広い知識と豊かな心を養うことなど研修生への成果が得られました。

次に、182ページから183ページの大事業、生涯学習事業費319万2,417円のうち中事業、生涯学習フェスティバル実施事業、小事業、生涯学習フェスティバル実施事業107万5,516円につきましては、埼玉県内で開催された第21回全国生涯学習フェスティバルの市町村主催事業として、まなびピア埼玉2009 in 入間・第15回いるま生涯学習フェスティバルを市民との協働による実行委員会が主体となり、入間市博物館、東野高等学校、大妻女子大学などの会場で盛大に開催し、生涯学習の普及推進に努めました。

次に、大事業、文化財保護費770万28円のうち中事業、市内文化財保護費250万円につきましては、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の決定を受け志茂町屋台保存会の屋台修理に対し、同財団から受け入れた同額を伝統的山車等修理事業費補助金として交付したものです。

続きまして、184ページから185ページの日3児童センター費、大事業、施設管理費1,035万2,020円につきましては、主に施設の維持管理費用と集会室空調機修繕や非常用発電機、非常照明等の修繕を行い、利用者の安全確保に努めました。利用人数は、年間13万9,283人で、新型インフルエンザの影響などの要因により、前年度より1万1,233人の減となりました。

次に、186ページから187ページ、日4青少年活動センター費の

大事業、施設管理費1,864万1,697円につきましては、主に施設の維持管理費用と、平成22年3月に高圧気中開閉器の故障により全館が停電し、施設の機能が停止したため、その緊急修繕を行った費用などであります。今後も野外を含め利用者が安全に活動できるよう努めてまいります。

以上が生涯学習課所管の決算概要説明です。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 続いて、体育課所管のものについてお願いいたします。

生涯学習部参事兼体育課長 それでは、平成21年度の体育課所管の決算概要についてご説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算書の26から29ページをごらんいただきたいと思います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節4保健体育使用料1,922万2,495円のうち1,831万5,485円は、市民体育館、武道館、テニスコート、プールなどの市内体育施設の使用料及び行政財産の目的外使用料であります。

次に、歳出でございますが、決算書188から193ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、大事業、社会体育運営費、中事業、社会体育振興事業費340万5,622円は、市民が生涯を通して体力や目的に応じたスポーツ等を気軽に楽しむための機会づくりとして、スポーツ団体などとの連携により教室、講座、大会等を実施し、市民の生涯スポーツの意識の高揚や活動の支援を図ったものでございます。

続きまして、中事業、学校開放事業費326万498円は、地域住民のスポーツ活動の促進を図るため、小中学校の体育施設を開放する事業でございます。166団体の利用登録があり、体育館、校庭などを延べ6,695件で13万7,407人の利用があり、地域住民に身近なスポーツの場を提供できました。

続きまして、目2体育施設費、大事業、施設管理運営費、中事業、市民体育館管理運営費、小事業、修繕費577万5,000円は市民体育館の老朽化した非常照明用直流電源装置整流器の修繕を、同じく中事業、地区体育館施設管理運営費、小事業、諸工事費1,211万9,100円は藤沢地区体育館屋根改修工事を、いずれも地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、実施したものでございます。

続きまして、中事業、運動公園等管理運営費、小事業、諸工事費4,399万3,950円は運動公園テニスコート大規模改造事業であり、テニスコートの人工芝が設置後15年以上経過し、損傷が激しいことから全面的な張りかえを行ったものでございます。

以上で体育課所管の決算概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより生涯学習課及び体育課の所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款21諸収入について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

まず、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、目3児童センター費、目4青少年活動センター費についての質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の183ページ、報告書ですと194ページ、大事業で子ども居場所づくり事業費、これについてなのですけれども、元気な入間っ子を育てる地域支援事業、これ103事業で合計7,327名が参加した事業ということなのですけれども、金額がそれで150万8,057円ということで、これ事業の数に比べて大分少ないのですけれども、実際この事業にどのように使われたかというのをちょっとお伺いできれば。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 こちらの子ども居場所づくり事業といたしましては、今おっしゃられた元気な入間っ子を育てる地域支援事業と、土曜日の午前中の学校の校庭と、それから体育館を子供たちのために開放している事業、両方合わせたものでございます。そして、主な費用は学校の校庭開放、そして体育館のかぎのあけ閉めとか、そういう子供の安全を見守る委託料が主でございます。

そして、現在質問されている元気な入間っ子を育てる事業のほうですけれども、こちらは公民館等で行っている土曜日の午前中の小学生を対象とした事業が主でございます、報償費などが主な支出となります。どんなものをしているかといいますと、例えばおやこ劇場さんが公民館でごろごろという事業をしております

たり、それから先ほど言った学校で、スポーツ団体の方が学校の校庭を使いスポーツの事業をしてくださったり、報償費は本当に無料のものもございますし、地域、団体の方が行っていただいたり、それから何がしかの、ほんのわずかでございますが、報償費を出している事業がございます。

以上でございます。

横田委員 では、この金額はほとんど放課後の、要は学校関係の事業のほうに支払われるということで、ほとんど子どもの居場所づくりには行っていないということだと今理解しまして、ほとんどだから警備とか、そういうあれに使われて……

生涯学習部参事兼生涯学習課長 子ども居場所づくり事業は、校庭の子供たちの遊び場の確保ということで、土曜日の校庭開放と体育館の開放、そしてこちらの元気な入間っ子を育てる地域支援事業で行っていただく事業、あわせて子ども居場所づくり事業としております。

以上でございます。

横田委員 そうしましたら、このような事業というのは、地域からもっとやってもらいたいという声が多分たくさんあるのかな、要はもうちょっと増額してもらいたいとかという声はあるのでしょうか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 そういう声がある団体と、無料で行っていただいている、自分たちの特技を生かして、例えば陸上であるとか、サッカーであるとか、野球であるとか、剣道であるとか、そういうものをスポーツ団体の方が子供たちを相手に教えていた

だいているところなどがございますので、そういうところからはふやしてほしいとか、報償費をとという話は現在来ておりません。

野口委員 まず、聞きたいのは、青少年の船を運営していくことで、決算だから評価を聞いてそれで終わりなので、本当は聞きたくないのですけれども、だから1回だけ聞きたいのです。この評価はわかるのですよ。

ただ、お金がない時期にほかにもっと有用に使えないかと。つまりリーダーシップだったら、いろいろな多くの生徒にリーダーを体験させるというゲームがありますし、リーダー育成の前に一番大事なのはコミュニケーション能力で、そのためにということで、お金の使い方として、私はこの見直しがそういう用途があるかどうか、これ課長は答えられない、部長に教育委員会の一員として、その200万円は大金ですから、もっと違う形で使えるという方向は、検討は全くなされていない、これだけ聞きたい、部長に、教育委員会……

生涯学習部長 こういう事業につきましては、子供のリーダー、将来的なリーダーとなっていただくような子供を育成する事業と、それから不特定多数の子供さんに事業に参加していただく、そういう2通りあると思います。私どもは、この青少年の船につきましては、将来のリーダーを養成するというので、この事業につきましては将来的にもやっていきたいというふうに考えております。

野口委員 確認しました。

委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(ありません) という人あり〕

委員長 なければ、款10教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、目3 児童センター費、目4 青少年活動センター費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、目2 体育施設費についての質疑を願います。

金澤委員 報告書の206ページ、運動公園テニスコートの大規模改造事業ですが、これは、老朽化した人工芝の張りかえという理由のほかには大規模な陥没がありまして、とても使用に耐えないというような理由もあったと覚えています。その工事を実施する際に、単にその陥没したところについては土を入れて埋めますよというだけだったのですが、これについては公明党入間市議団としても、その陥没したことについて何か理由があるだろうと、その理由も検証もしないで、単に埋めるだけでは、今後また同じような事象が発生するおそれがあるということで、ボーリング調査の必要性を主張させていただいたのですが、その後、この点についてボーリング調査を実施したのかしていないのか、したのであればどのような理由だったのか、その内容についてお示してください。

生涯学習部参事兼体育課長 こちらにつきましては、地質調査を行っております。地質調査の仕方としましては、スウェーデン式サウンディング方式という試験を行いまして調査いたしました。試掘しましたところ、予想以上に地質が悪かったということで、ご承知のとおり運動公園、体育館の跡地は旧国立豊岡病院ということで、

国のほうからそれを買って受けしたということで、恐らくそのときの施設の一部、基礎とかが入っておったというようなことだと思います。掘り出しましたら建設のがら等があったということで、そういうものがあったということで、それらを撤去いたしまして、基本的には石灰系の凝固剤というのですか、路床改良というのを陥没箇所に行いまして、それで人工芝を張ったという工事になりました。そのため、たしか設計変更、変更契約をしまして完了したというふうなことだと思います。

以上です。

金澤委員 けれども、結果として調査してよかったというふうに、試掘をして実際に調査をして土壌が非常に悪かったというのがわかったので、きちんとその手当てができたというふうに理解したのですが、それ契約額についてもうちよつと説明をお願いしたいと思います。

生涯学習部参事兼体育課長 当初契約金額が4,032万6,300円ということで契約をいたしまして、設計変更によります金額が366万7,650円ということでございます。試験の結果としましては、先ほども申し上げましたとおりコンクリート等のがら、建設資材というのですか、そういうものが流入していて、埋蔵の上層部というのですか、基礎路床分というのですか、その部分が非常に不均等で、通常よりは載荷、地耐力が少なかったという結果ということで、それらを除去しまして、新しい土で凝固剤を入れまして工事を完了したということなんです。

以上です。

金澤委員 以上で終わります。

山本委員 まず、1点目として、決算報告書273ページ、補助金の関係でお伺いします。

市の体育協会をあて名として、これ補助金額451万5,000円ということで体育協会の補助金が出ているかと思えます。まず、補助金として交付をしておりますので、その部分について先様の体育協会のほうでどのようにお金が使われたのか、この補助金がどういうふうに使われたのか把握されているところでご説明いただけますか。

生涯学習部参事兼体育課長 体育協会の決算につきましては、今申し上げました中で市のほうから451万5,000円と県から26万3,500円の補助があるということがございます。そのほかに収入のほうとしましては、各加盟団体からの会費が33万8,100円、それから協賛金、雑収入、それから繰越金ということで、収入済額としましては589万748円の収入額がございました。

支出のほうにつきましては、項目ごとに総務費、事業費、育成費、助成金、諸費、予備費、こんな形で分かれております。総務費につきましては135万1,724円ということで、主に報償費や旅費、公債費、人件費、需用費、備品購入、役務費等がございます。事業費につきましては、需用費、それから万燈まつり費、育成費、助成金、諸費等という形に分かれてございます。

この中で、大きいものにつきましては、助成金ですか、助成金

が338万1,000円、これが主なものでございます。これは、先ほど加盟団体から会費を徴収しておりますが、その加盟団体への補助ということで37団体へ支出してございます。

以上でございます。

山本委員 とりあえず一番上にある入間市体育協会の決算状況ということで認識をさせていただきますが、この際、地区の体育協会、地域の体育協会というのがぶら下がっているかと思うのですけれども、この間の資金移動というのはどういうふうになっているのでしょうか。基本的なことで申しわけないのですが、ご教示いただけますか。お金のやりとりはあるのですか。

生涯学習部参事兼体育課長 担当の加藤主幹のほうから回答をさせていただいてよろしいでしょうか。

体育課主幹 お答えいたします。

地区体育協会に対してですけれども、地区体育協会の負担金の関係からまずお話ししてよろしいですか。負担金につきましては、世帯割をとっております、基本的には、助成金を全体で14万円から16万円ぐらいの間で各地区の人口に応じた、世帯数に応じた形の中で交付させていただいています。それで、それに対してその10パーセントを地区の代表の負担金として体育協会のほうに納めていただいているような格好をとっております。

地区体育協会について10体育協会ありますので、トータル的には150万円ぐらいがそちらのほうからということで、そのほか27団体がスポーツ団体ということで、そちらのほうはやはり加盟団体

の人数等に応じた形の中で5万円から14万円ぐらいでしたか、その間で交付させていただいております。

以上です。

山本委員 地区体育協会との間のやりとりとして、その交付金が出て1割キックバックで戻している話ですよ、これ基本的に。かなり複雑なお金の動きをしているというふうに言わざるを得ないのかなというふうな感じがします。現実には、地区体育協会のところだと参加の地域の自治会から加入金を取ったりしているわけで、そういう部分も含めて、これ何でこんなことを聞いているかという、補助金の適正化という部分で考えると、これ関係団体の財務状況を含めてあからさまにさせていただかないと、これ多分この辺の仕組みをご存じの住民の方というのはほとんどいらっしゃらないのが現実だと思うのですよね。

私の地域でも、この辺の話がトラブルの種になって、自治会ごと体協から脱退されているようなところもありまして、何かこれ補助金が出ているということ、公金が入っているということから考えても、これ財務状況の公開ということについて、僕は早急に対応いただきたいと思うのですけれども、その部分についてのご所見はいかがですか。

生涯学習部参事兼体育課長 体育協会の会費の関係につきましては、体育協会の設立の仕方にもいろいろな形があると思うのですが、例えば会費制というのですか、本当に会員を募ってというのですか、例えば西武体育協会なんかですと1人1,000円という会費を払って

独自の体育協会の加盟をしているというものと、例えばあとは自治会運営費の一部から体育協会費を負担するような形で体育協会が設立されているもの、この2通りがあるのかなというふうに思っております。

やはり会費制の場合ですと、納得されて皆さん入っておられるわけですから、特にそういうトラブル等の関係は出てこないのかなと思うのですが、自治会のほうから一斉に入りますと、自治会員イコール体育協会の会員というのですか、そういうふうな形のところもあろうかと思えます。そちらについては、当然その自治会長さん、体育協会の会長さんとお話をして、特に支障なく運営されているというふうな報告は体育協会の会長会議等でも受けております。

そんなことで市のほうとしても、特に今まで問題点としてはとらえてはいなかったのですが、そういうお話が出てきているということであれば、よくその辺を調査しましてご理解いただくような形での、今言ったもうちょっと説明をオープンにするとか、そういう形では必要になってくるかとは思っております。

以上です。

山本委員 地域の自治会で団体加入しているところ、うちの東町なんかもそうですけれども、そういうところで当然当事者間で説明してもらわなければいかぬというのは当然のこととして、450万円税金入っていると、平たい話。そうするとやっぱり市報に載せるなりなんんりの方法、要するに納税者に対する説明の部分について

も、これは自治会の加入率74パーセントそこそこという部分を考えると、その部分についても税金が入っているという部分において、皆さん15万人全員が負担しているわけだから、その部分についてはやっぱり何らかの公開の方法を考えていただきたいというふうに思いますので、やっぱりその部分については引き続きご検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、体育施設の関係でお伺いをします。たしか行財政改革の前期実行計画等々の中で体育施設の指定管理の考え方について概略が出ていたように記憶をしております。その関連で、たしか地区の体育施設は一たん協会に戻っているかというふうに記憶をしますのですけれども、今後の体育施設の運営についての方針はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

生涯学習部参事兼体育課長 体育施設の指定管理につきましては、ちょうど、当初平成18年ですか、3年間、そのほかの施設と同じような形で指定管理に移して、3年が来まして、去年、平成21年の4月から新たに5年間という形で指定管理のほうを結ばせていただいていると思います。現在その市民体育館、また運動公園、黒須市民運動場、武道館ですか、指定管理という形になっております。中央公園につきましては、現在は入っておりません。

基本的には、体育施設につきましては、今後につきましてはさらに中央公園等を含んだ形での指定管理に移していこうというふうには考えてございます。評価等も、確かに民間のノウハウを生かした形でさらにサービスがよくなったかという部分につきましては

では、現在の振興公社がその指定管理する以前から10年間ぐらい既に市のほうから委託業務で請け負っていた関係で、特に急に変わったという点はないようでございますが、市民の利用者からにつきましては、特に苦情等もなくスムーズに運営がされているというふうに感じております。今後におきましても、市としては指定管理を受けている振興公社のほうと指導、協議しながら市民の負託にこたえられるような形で運営はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(ありません) という人あり〕

委員長 なければ、項10教育費、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、目2 体育施設費についての質疑を終結いたします。

以上で福祉教育常任委員会所管のものについての質疑を終結いたします。

これで、議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑は終了いたしました。特別会計・水道事業会計の質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、10月26日午前9時30分から、特別会計について審査を

行います。

なお、11月1日の委員会において決算特別会計委員会としての要望を取りまとめたいと思いますので、各委員におかれましては、要望事項などがありましたら、簡潔に文書にて、10月29日正午までに事務局に提出をお願いいたします。

金澤委員 ちょっといいですか、今の。

委員長 はい。

金澤委員 10月29日取りまとめでは、水道会計はどうするのですか。

委員長 ああ、そうだ。

金澤委員 水道はちょっと。

委員長 では、執行部の方々はもうご退席して結構です。

確かに矛盾しますわね。

事務局主査 おととの流れだとこんな感じでやっています。

金澤委員 言い方として、水道については時間の関係上、これについては当日出して追加していただく……

委員長 それも可ですね。

金澤委員 そのような言い方をしていかないと、水道はもう関係ないというふう……

委員長 だから、それも可にします。

ちょっと私も……、では、いいですか、私が……なお以下を言い直します。

なお、11月1日の委員会において決算特別会計委員会としての要望を取りまとめたいと思いますので、各委員におかれましては、

要望事項などがありましたら、簡潔に文書にて、10月29日正午までに事務局に提出をお願いいたします。ただし、水道事業会計につきましては、11月1日の審査以降も可といたします。

野口委員 委員長、具体的な採択というのはおかしいですけども、持ち寄ったものの処理というのはどういう形でやるのでしょうか、それを聞いておかないと、会派との関係がありますから、申しわけない。

委員長 従来はちょっと、事務局にお伺いしたい、従来はどうしていますか。

事務局主査 協議会で協議しています。

委員長 会派に持ち寄って協議ですか。この中で……

野口委員 持ち帰って即決めるわけ、持ち帰りしないで。

金澤委員 いいですか。

委員長 いいですよ。

金澤委員 意見が、出ますよね、各会派出ますよね。そうするとホワイトボードを使って、項目で丸つけていって、マトリックスにして、かぶっていったものから、各会派みんな結構これ共通していますねとやったら、ではこれやりましょうというふうなこともやった記憶もあります。

委員長 そうか。まちまち……

金澤委員 本当の少数意見については、ではみんなで議論して、最終的に多数決になるのかどうなのか、その説明を各会派でまずしていったというふうに記憶していますけれども。

野口委員 では、ここで多数決で決まるということでもいいわけですか。仕方ないか、時間的にないから。

委員長 よろしいでしょうかね。比較的大勢の会派から出ている委員は人数が多くなって、比較的少数の会派から出ている委員は数が少なくなるから、大体市議会全体の意思とは大体比例はするとは思うのですけれども。

野口委員 それは仕方ないと思うので、最終的にこの場だけで決めて、この場だけで話し合っただけで決めるということだということ、私は今了解したので、つまり出たものをもう一回持ち帰るということはないということ、しないわけですね。

永澤委員 持ち帰りましたよ。

委員長 出たものを一たん会派へ持ち帰って、会派の意見……

事務局主査 1回持ち帰っていいのではないかと……

委員長 持ち帰りますか。

事務局主査 委員長とファクス等で確認はさせていただきました。その場で100パーセント決定ではなく……

委員長 では、そこ、まだ即すべて決定ではなくて、一たん会派に持ち帰って……

金澤委員 金曜日だよ、でも。29日金曜日だともう、30日に、例えばそれこそ事務局で会派で29日に出たものをまとめていただいて、29日中に各委員のところに送ってもらって、ほかの会派とどこがダブっているかというのがわかっているとありがたいけれども。

委員長 29日正午の段階ではこれわかるわけですね。1つ最初に出たも

のは。

永澤委員 結局、今おっしゃっていたのはあれですよね、ここで一応話を
して、まとめたものを一度会派に持ち帰るなりしたということでは
すよね。その全部回ってきたものを、ではなくて、ここで一通り
まとめて、ここで決定ではなくて、持ち帰って何か異議があれば、
事務局のほうに伝えるとかそんな感じ。

金澤委員 そうすると1日に終わらないよ。

野口委員 そうそう。

金澤委員 1日に出さなければだめだよ。1日に終わらないことを前提に
するということだよ。1回討論、採決をやらないで、持ち帰る
ということでしょう。

永澤委員 要望事項って、だって討論、採決とは全く関係ないのではない
のですか。

金澤委員 要望事項の取りまとめ……

委員長 事務局お願いします。

事務局主査 おととしは、おおむねのところを協議会の場でまとめていた
だいてしまって、文章の語尾とか言い回しとかそういった部分だ
けを委員長とファクスでやりとりをして確認をしていただいたの
で、ほぼおおよそ協議会で決定です。

委員長 文章の意味合いは変えないで、単に整えるというわけね、文章
を整える程度のことは。

野口委員 会派でどれを選ぶかというので、今言ったように事前にファク
スを全部通して、それを会派なりで話し合っって意見を整えて、こ

ここで話し合うというのが私は一番いいと思うのですよ。やっぱり私たちは会派の代表で出ているから、一応こんなのが出ているよということで、どれだけやるかは別として、やっぱりここだけで話し合って、これ丸とかこれとか、それはちょっと私反対、一応会派に持ち帰ってやるやらないは別として、こういうのが出て、ではうちの会派はここはやりたいということを事前に申し合わせたほうがいいということを私は言うておきます。そういうタイミングはあるのかと言っているわけです。

金澤委員 今の中ではないよね、今の日程ではないよね。

〔(ないですね) と言う人あり〕

永澤委員 前々からでも要る要らないというのは、ここですとやっていたよ、正直。やっていたよ、やっていたよ。

金澤委員 ちょっといいですか。

委員長 はい。

金澤委員 野口委員の言っていることもわかるのですよ。もちろん会派代表だから、今のままではどのタイミングでやるのというふうに、会派で話し合うにしても、持ち帰るにしても……

野口委員 金曜だから困ってしまうね。

金澤委員 そうそう、だからそれを言っているのです。

野口委員 もう協議会をもう一度開いたらどうですか。

金澤委員 例えば案として、案だけはこっちですね、締め切りを山本委員が言ったように28日なり、27日にしてしまっ、27日にして取りまとめて、それを事務局のほうで急いで頑張っていたら木

曜日か金曜日に会派で話し合う時間はあるわけですよ。

野口委員 水道は事前にあったら意見をくれとかね。

金澤委員 水道は除くけれども、それにやっぱり会派で打ち合わせするには、前倒しするしかない、締め切りを。

委員長 そうですね、いきなりね、金曜日の昼まででは、もう月曜日になってしまう、土、日入って。

野口委員 では、金澤案でやりましょう。やっぱり一応そのタイミングと
うかその余裕を持たせないと、ここだけでやるという単純な、
それには私、反対しますので。

委員長 ほかにご意見ありますか。いいですか。29日の件を2日ぐらい
繰り上げて。

山本委員 26日の特別会計の審査を受けて、会派で素案の取りまとめをさ
せていただいて提出をさせていただくと、それを取りまとめいた
だいて、戻していただいてということになると、締め切りは28日
でないと困るということです。

委員長 そう、1日置いて、では28日の正午。

山本委員 でしょうね。

金澤委員 27日に会派で取りまとめて28日に出てきて、これはさらに返し
てもらって29日に会派でもみ返してもらうということだね。

山本委員 そういうことですね。

野口委員 それだけの余裕を持たせると。

委員長 そうですね、それしかちょっとできない。

野口委員 では、28日正午まででいいではない。

委員長 先ほど10月29日正午と申しあげましたけれども、10月28日正午に訂正するので、よろしいでしょうか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 では、もう一回宣言し直します。事務局大丈夫、書き直せる。

金澤委員 できるだけデータで渡す、手書きではなくて、データでやればまとめやすいでしょう、ざっと一覧で出すようにして。

野口委員 わかりました。

安道委員 それがいつ、こちら、各委員に提出して検討するのに各会派の内容といった場合にはどういうふう to ……

事務局主査 その日のうちにはファクスできるかと思ひます。

安道委員 ああ、そうですか。

吉澤委員 いいのですね、そこで会派で打ち合わせて、1日に。

安道委員 1日。

委員長 では、各委員という言い方をしましたが、実質的には会派だと思ひますけれども、各委員におかれましては、要望事項等がありましたら、簡潔に文書にて、10月28日正午までに事務局に提出をお願いいたします。

△ 散会の宣告 (午後 3時50分)

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎